

鶴岡市総合計画審議会 健康福祉専門委員会

平成25年7月24日
午後1時～
鶴岡市役所6階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長を選出
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 説 明
(1)鶴岡市総合計画基本計画の中間見直しの進め方について
- 8 報 告
(1)総合計画審議会での意見について
- 9 協 議
(1)鶴岡市の健康福祉分野の現状と課題について

(2)その他
- 10 閉 会

鶴岡市総合計画基本計画 評価調書

第2章（健康福祉分野）

章	2	節	1	こころと体の健康増進
細節	(1)	すこやかに生み育てる環境の整備		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>国は、国民運動計画である「健やか親子21」において21世紀の母子保健の取組みの方向性や指標を示し、最終評価を平成26年としている。また、「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」（平成22年から26年まで）は母子保健分野の課題も含めた計画であることから「健やか親子21」と関連が深いため両者を一体的に推進することとしている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成22年に鶴岡市総合保健福祉センターを整備し、施設内に保健センターと子ども家庭支援センターが配置され、遊び場の常設や子育てに関する相談機能の充実が図られた。また、妊婦健康診査や任意予防接種の公費負担の充実など、すこやかに生み育てる環境の整備を進めている。</p> <p>本市の「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」は平成22年度に策定し26年度を目標年次としている。また、母子保健施策をより効果的に推進していくために、平成25年3月に「鶴岡市母子保健計画（第四次）」を策定している。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>定期的な妊婦健診の受診と、妊娠に伴う疾病の早期発見と早期治療を促進し、安全・安心な出産を迎えることができるよう支援します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 国の妊婦健康診査臨時特例交付金を活用し、平成20年度に妊婦健診の費用助成回数をこれまでの5回を14回に拡充したことで、妊婦の経済的負担が軽減された。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>産科医療機関と連携しながら、適切な時期に定期的に妊婦健診を受診できるよう引き続き取り組んでいく。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>全ての産婦に産後うつ病質問票を使用した訪問指導を実施し、育児不安を持つ母への対応や虐待の未然防止を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 産後2か月以内に産婦のほぼ全数に訪問指導している。訪問指導により支援が必要な家庭の早期発見・早期支援につながり、関係課と連携した取組みができている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>訪問指導体制の充実を図りながら、引き続き推進する。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>全乳児訪問や乳幼児健診、歯科健診を実施し、言語発達に遅れのある児、肥満や身体面で経過観察の必要な児に対する相談支援事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>③ 全乳児訪問実施率や乳幼児健診受診率は共にほぼ 100%を維持している。言語発達や発育などで経過観察の必要な児に対して相談支援事業を実施している。むし歯のない幼児の割合は 90%を目指しているものの、未だ 70%台であり、増加に向けた取組みが必要である。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>全乳児訪問や乳幼児健診、相談支援事業を引き続き実施していく。むし歯予防については、1歳6か月児健診でフッ素塗布を導入するとともに、かかりつけ歯科医を持つことを推奨していく。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>極小未熟児や軽度発達障害児などに対応した保健医療サービスの提供ができるように相談支援体制を整備します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>④ 「低出生体重児等出生連絡票」により医療機関と情報共有し早期支援につながっている。また、3歳児健診では精神発達のスクリーニング検査を取り入れるなど内容の充実を図り、発達障害の早期発見・早期支援につながっている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>関係部署、関係機関と連携を図り、引き続き相談支援体制の整備を進めていく。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>全ての子どもがたくましく健やかに成長できるよう、思春期からのこころの健康づくりや学校教育などと連携した性に対する正しい知識の指導により青少年の望まない妊娠を避けるとともに、母性や父性を育み、親子が共に育ち合う環境づくりを進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>⑤ 学校保健委員会や養護教諭との連絡会議などで情報共有が図られた。中学3年生を対象とした思春期ふれあい講座などで健康教育を実施している。母性父性を育むパパママ教室では、毎回ほぼ定員(25組)を満たす参加となり市民の関心が高まった。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>学校や関係機関、関係部署と情報を共有しながら連携を図り、引き続き環境づくりを進めていく。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>鶴岡市母子保健計画（第四次）の策定にあたり、第三次計画の評価を行なった結果、評価指標とした34項目のうち28項目82.3%を達成することができた。しかし、「妊娠届出が妊娠11週以下の割合」や「むし歯のない3歳児の割合」など6つの評価指標は、策定時（平成18年度）よりは改善したものの目標値にはまだ達していないため、目標達成に向けた取組みが課題である。</p>	

章	2	節	1	こころと体の健康増進
細節	(2)	生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸		
【1 社会情勢】				
<p>メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の国の第一期計画が 24 年度で終了し、平成 25 年度から平成 29 年度までの第二期計画の目標値は特定健診・特定保健指導共に 60% 以上で、取組みを推進していくこととされている。</p> <p>がん対策基本法に基づく基本計画の見直しが平成 24 年度に行われ、早期発見のために働きざかりのがん検診受診率を 5 年以内に 50% を達成するとしている。</p>				
【2 本市の現状】				
<p>第一期鶴岡市国保特定健康診査等実施計画に基づき取り組んできた。特定健診受診率は目標値には達しないものの国・県平均よりも高く、保健指導実施率は国よりも高いものの県平均に達していない。</p> <p>64 歳以下のがんによる死亡が増加傾向にあり、がん検診受診率は受診向上対策により増加しているが、30% 台に留まっている。</p>				
【3 主な施策】				
(主な取組み)				
ヘルスアップ事業で成果を得た「一人ひとりの健康課題に着目し、自らが課題克服に向けて生活習慣を見直し積極的に健康づくりに取り組むための支援」を継続するため、ヘルスアップセミナーなどを実施し市民の健康づくり活動を促進します。				
(上記に対する評価)				
①	ヘルスアップセミナーを年 2 回 12 週間コース(1 週間 1 回の計 12 回、平成 24 年度からは 1~2 週間に 1 回の計 8 回)で実施し、個人の健康課題に合わせた個別支援プログラムの実施により健康づくりを支援している。個別支援プログラムによる効果的な指導によって、平均 2~3kg 体重減少する成果が出ている。			
(今後の方向性)				
体験・実践のための学習の場として引き続き実施し、市民の健康づくり活動を支援する。				
(主な取組み)				
市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、適切な運動、休養、食生活の習慣化や禁煙に取り組むことができるよう支援します。				
(上記に対する評価)				
②	学区、地区単位の健康教室や健康相談を開催し、医師・保健師・栄養士・運動講師等による生活習慣病予防、食生活、運動、禁煙についての学習等を実施している。地域単位で行うことで気軽に参加しやすく、多くの市民の参加があり、概ね好評を得ている。			
(今後の方向性)				
健康づくり情報の提供や学習の場として引き続き実施し、市民の健康づくり活動を支援する。				
③	(主な取組み)			

	<p>各種健診を受診した市民が健診結果を正しく理解することは自主的に健康づくりに取り組む動機付けとなることから、健診と保健指導の実施体制を整備します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>集団検診における特定健診受診者を対象に、健診当日全会場で保健指導を5～6人のグループ学習で実施し、健診結果や健康状態が理解できるよう支援をしている。健康や体について最も関心が高い健診受診時を活用した保健指導は効果的であり、市民からも概ね好評を得ている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>健診結果や健康状態を正しく理解できるように資料の見直しや工夫を重ね、健診を通じて市民が健康づくりに取り組んでいくことを引き続き支援する。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>医療保険者による特定健診や特定保健指導を効果的に実施するため、生活習慣改善のための保健指導プログラムなどの検証を行い、個別の健康課題に取り組みやすい支援体制を整備します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>特定健診受診率向上に向けた未受診者への再受診勧奨や、特定保健指導実施率向上に向けた委託機関との連携による集団検診における効果的な実施方法を検討し取り組んでいる。</p> <p>また、特定保健指導後の健康課題改善状況を把握し、プログラムの評価や研修会による保健指導実施者の技術力向上を図っている。受診率・実施率向上のためのよりよい実施体制・技術向上等、委託機関との連携が進んでいる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>特定健診受診率・特定保健指導実施率向上、保健指導実施者の技術力向上等を図り、個人の健康課題改善へ向けた支援を引き続き行う。</p>
⑤	<p>(主な取組み)</p> <p>がんの早期発見と早期治療のため、がん検診の受診率向上に向けた取組みを推進するとともに、医療と連携した事後指導を徹底して行います。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>がん検診受診向上対策事業として、平成24年度より3市町(鶴岡市、三川町、庄内町)が一体となって実施する啓発キャンペーンや、日曜日がん検診・40歳総合健診等による受診しやすい環境の提供、職域のがん検診実態把握のための事業所訪問、がん検診対象者把握に向けた健診受診意向調査登録制等に取り組んでいる。また、がん精検受診率向上に向け、未受診者勧奨等を医療機関と連携して取り組んでいる。様々な受診向上対策の取組みにより受診率は向上してきている。しかし、職域も含めた受診率の評価が課題となっている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>現在の取組みを継続し、がん検診受診率の向上を図るとともに、市民全体のがん検診受診動向を探り、職域も含めた働きざかりの受診率の把握に向けて、県や協会けんぽ、健診機関との連携を深めていく。</p>

	<p>(主な取組み)</p> <p>地域の健康、医療の充実をめざし、がんなどに関する研究を行っている慶應義塾大学先端生命科学研究所や地域の医療機関などとの連携により、病気の早期発見や治療、がん患者の生活の質の向上を図ります。</p>
⑥	<p>(上記に対する評価)</p> <p>市と慶應義塾大学との協働による「鶴岡みらい健康調査」(メタボロームコホート研究)が、生活習慣病の発見・予防に役立つ目的で平成24年度より実施されているが、市民の関心も高く、調査協力は8割以上となっており、取組みの現状や健康情報などの提供(還元)を受けている。</p> <p>がん緩和ケア庄内プロジェクトによるがん患者の在宅支援が専門職種の連携により行われており、安心して過ごせる地域づくりが進んでいる。在宅支援を受けた市民には概ね好評である。コホート調査は未来に向けた貴重な取組みであり、市民の関心が高いことから、疾病予防や健康づくり活動へとつながることが期待できる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>「鶴岡みらい健康調査」への支援を継続し、得られた研究の成果を市民に向け発信していく。がんになっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。</p>
⑦	<p>(主な取組み)</p> <p>住み慣れた地域での活動的な高齢期を過ごすため、若いときからの生活習慣病の予防や生活体力の維持、向上のために運動習慣の継続など、介護予防事業と連携した支援を推進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>地区・学区単位での65歳からの健康講座や介護予防講座と連携して高齢者を対象に健康づくり事業を実施している。脳血管疾患は高齢になるほど発症が多く死亡率は全国平均を上回り、認知症の増加や運動機能の低下も起こってくることから、予防に向けた具体的な実践内容で取り組んでいる。高齢期の目標は健康状態の維持であるが、通所型介護予防教室の取組みから身体機能を維持する効果が出てきつつあるため、地域単位での健康講座等は効果的であり、参加者からも概ね好評を得ている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>取組みについて検証しながら、地域単位の健康講座等を継続する。</p>
⑧	<p>(主な取組み)</p> <p>総合的な保健・医療情報を得られるようにするため、プライバシーの保護に配慮しながら、ICTを活用した関係機関との連携を促進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>市民向けのICTを活用した情報発信は進んでいないが、市のホームページに健康に関する情報を掲載している。榎引地域においてはKCTを活用した健康情報の発信を行っている。ICTを活用した情報発信について、発信内容等の検討が必要である。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>PCのタブレット端末や、スマートフォンの利用者が増加している現状で、ICTを活用した効果的な情報発信について検討する。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>平成24年度末に第三次の「いきいき健康つるおか21保健行動計画」を策定した。第二次計画の評価により、健康寿命の延伸に向けがん対策や脳卒中等の循環器病対策をより強化していく必要があることが明らかとなった。計画に基づき目標値の達成状況を年度毎に評価していく。</p>	

章	2	節	1	こころと体の健康増進
細節	(3)	こころの健康づくりと自殺の予防		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>こころの健康は、世界保健機関（WHO）の健康の定義にもあり、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件とされている。しかしながら、平成9年から平成10年にかけて自殺者が急増し、以後13年連続で年間3万人を超えている現状にある。自殺の原因にうつ病などのこころの病の占める割合が高く、自殺とこころの健康も含めた健康増進と密接に関係している。このような状況から平成18年には自殺対策基本法が制定され、国全体で自殺対策に取り組んでいる。健康日本21においても、「自殺者の減少」を指標として掲げ、全国数が22,000人以下となることを目指しており、併せて、ストレス対策とこころの病への対策を推進することとしている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成22年度に自殺予防対策ネットワーク会議を設置し、医療・保健・福祉、労働・教育・法律・警察・地域などの関係機関が連携し自殺予防対策に取り組んでいる。</p> <p>うつ病などの精神疾患は自殺と関係が深く、うつ病予防にはストレスをためこまない生活の工夫が必要である。ストレス軽減に気をつけている市民の割合は約5割で、女性に比べ男性が低い状況になっている。不眠はうつ病のサインの一つで、睡眠で休養がとれていないと思う市民の割合は約3割で、若い年代ほど高くなっている。自殺死亡率は50～70歳代の男性に多く、平成23年では、全年齢で28.8と国や県平均よりも高いが、近年は横ばい傾向にある。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>こころの健康に関する講演会の開催などにより、うつ病などに対する理解を深め、こころの病の予防と早期発見と早期対応を図り、自殺予防対策を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 重点地域を設定し、各地域で講演会や健康教室などを実施しており、うつ病等こころの病の早期発見・早期対応の重要性や、自殺対策に社会全体で取り組む必要性などの理解が広まりつつある。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>休養・睡眠の重要性やストレスの対処の仕方など、こころの健康づくりの正しい知識を知るための講演会や健康教室などを継続して実施する。</p>				

②	<p>(主な取組み)</p> <p>産後うつ病、児童や生徒の不登校、若者のひきこもり、成人期や高齢期のうつなどに合わせた相談体制を整備します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>産後うつ病ハイリスク者への継続フォロー体制、児童・生徒の不登校対策としてスクールカウンセラーの配置、高齢期のハイリスク者への訪問活動、こころの健康相談会など、相談体制の整備が図られた。また、電話や来所による相談には、保健所などの相談機関と連携して対応している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>うつ病などの精神疾患について市民の理解を深め、孤立を防ぐ地域づくりを進めるとともに、市社会福祉協議会や相談機関との連携を強化する。</p>
③	<p>(主な取組み)</p> <p>地域住民の健康づくりを進める地域保健、学校保健、職域保健の関係者や精神科医などの専門家、関係機関からなる精神衛生の向上を図る事業の推進組織を設置するなど、地域のネットワークを構築します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>企業を訪問し、心の健康づくりや自殺対策の取組み状況について聞き取りするとともに、対策の必要性や市の取組みについて周知を図った。訪問先の企業や自殺予防対策ネットワーク会議の関係機関・団体を通じて、こころの健康づくりや自殺予防についての意識が広がりつつある。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>地域や職場で悩んでいる人を孤立させないために、事業所や団体などがゲートキーパー養成などの研修会に取り組みるように支援する。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>「県立こころの医療センター(仮称)」との連携により、こころの健康づくりを推進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>平成26年度に「県立こころの医療センター(仮称)」の開設が予定されており、精神保健に係る保健・医療・福祉の連携体制の構築が望まれている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>医療センター開設に向けて、相談支援のための保健・医療・福祉の連携を強化する。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>うつ病などこころの病を予防するためには、休養や睡眠の重要性、ストレスへの対処の仕方などについての啓発活動が重要であり、病を早期に発見するために職場や家庭・地域で日頃から声を掛け合う関係づくりが求められている。</p> <p>また、うつ病などの精神疾患は自殺と関係が深いため、これらの精神疾患についての理解を深める必要がある。</p>	

章	2	節	1	こころと体の健康増進
細節	(4)	市民との協働による健康づくり活動の推進		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>国においては、平成 25 年から平成 34 年度までの第二次「健康日本 2 1」の基本方針が平成 24 年 7 月に示され、国民が主体的に行う健康づくりの取組みを総合的に支援する環境整備が重要としている。</p> <p>県においても、平成 25 年度から平成 34 年度まで「健康やまがた安心プラン」を平成 25 年 3 月に策定し、県民の主体的な健康づくり活動を健康づくり関係者が支援し、健康づくりを効果的に推進するとしている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>健康・子育て・福祉の相談支援や、子どもから大人、高齢者までの健康づくりを支援する拠点施設として、総合保健福祉センターを平成 22 年度に開設した。施設に保健センター・子ども家庭支援センター・障害者相談支援センター・休日夜間診療所・休日歯科診療所を配置し、健康・福祉・子育ての相談から保健サービスの提供まで一体的・一元的に行っている。</p> <p>また、平成 25 年 3 月に第三次「いきいき健康つるおか 2 1」を策定し、健康づくりの目標や基本的な方向を定め、市民の取組み、地域の取組み、行政の取組みを柱に、市民の自主的な取組みの推進を図っている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>小学校区や地域庁舎単位で活動している保健衛生推進員や食生活改善推進員を支援、育成し、地域における健康づくりのための環境整備を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 保健衛生推進員は各地区で健康教室を開催するなど市民の健康づくり活動に取り組んでいる。食生活改善推進員は毎年 60～70 人を養成し、各地域で普及啓発活動を推進している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことを目指し、保健衛生推進員や食生活改善推進員の地域活動を支援する。</p>				

(主な取組み)

健康づくり自主グループや子育てをしている保護者などによる自主的な子育てサークルなどの活動を支援し、健康づくりを推進するための担い手を育成します。

(上記に対する評価)

ヘルスアップセミナー参加者がセミナー終了後にOB会を組織し、自主的に運動を継続しているほか、健康づくり自主グループが総合保健福祉センターの健康増進ホールを利用して活動している。自主グループの代表者会議を開催して情報交換を行うなど、健康づくりの担い手の育成を

②

図っている。
地域単位に子育てサークルの自主的活動に取り組んでいる。活動はコミュニティセンターや地域公民館等を会場に定期的で開催され、母親同士の交流と子どもの遊びの場づくりになっている。また、育児相談を同時開催している。

(今後の方向性)

健康づくりの推進には活動主体となる担い手の育成が重要であり、健康づくり自主グループや子育てサークルの活動を支援する。また、健康増進を目的とした各種サークルなどの活動の場として、総合保健福祉センターの健康増進ホールなどの活用を促進する。

【4 主な課題】

市民自らが主体的に健康づくりに取り組むためには、社会全体で支援することが重要であり、家庭・地域組織・職場・学校・保健医療機関などが連携・協働して担い手や自主組織を育成する必要がある。

章	2	節	1	こころと体の健康増進
細節	(5)	豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>森林は、水、土、山、大気を守り、森林の恵みの山菜や茸は食生活を豊かにしている。森林での森林浴・散策、レクリエーションなどは人に安らぎを与えるといわれ、ウォーキングコース等健康づくりに活用されている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>朝日地域国民健康保険事業として森林など自然と触れ合う『自然探訪ウォーキング』や森林の多い朝日地域大鳥、六十里越街道、月山ダム周辺を活用した『てくてく健康「里山あるき」事業』を実施している。</p> <p>また、あさひむら観光協会においても、ブナの森など大自然豊かな「六十里越街道トレッキング」事業を実施している。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>「自然探訪ウォーキング」は、平成 24 年度に 2 回開催し、26 名の参加者があり、地域住民の健康増進が図られた。てくてく健康「里山あるき」事業には、平成 24 年度は約 240 名の参加者があり、森林のストレス軽減効果等を実感できたと思われる。</p>				
①	<p>森の保育研究会が子どもの育成の場として森林空間を活用している。平成 24 年度は大網保育園・本郷保育園と市街地の保育園との交流事業としてブナ山散策などの活動を行っている。</p>			
<p>(今後の方向性)</p> <p>森林など自然に触れながら健康づくりに取り組む『自然探訪ウォーキング』や『てくてく健康「里山あるき」事業』を今後も継続して普及を図っていく。</p> <p>森の保育については、今後の新たな展開を計画する。</p>				
<p>【4 主な課題】</p> <p>各事業の普及啓発による参加者の増加や市民が主体的に森林空間に親しむ機会の増加が課題になっている。</p>				

章	2	節	2	温かい福祉の地域づくり
細節	(1)	市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>少子高齢化や人口減少の進行による社会環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズ、生活課題が多様化してきている。一方で家族の絆や地域社会の繋がりの希薄化などにより、孤立した要支援者が増加し、一人暮らし高齢者の孤立死、高齢者・障害者・児童の虐待などが社会問題となっている。このような問題等に対して公的サービスだけで対応することには限界があり、行政や関係団体、市民の協働による取組みが求められている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成 23 年 3 月に合併後の新鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン 2010」を策定し、この計画に基づき、地域庁舎・市社協との連携により、新たな地域支え合いの仕組みづくりや、住民との協働による福祉コミュニティづくりなど地域福祉の推進を図っている。</p> <p>また、自治組織、学区・地区社協、ボランティア団体など多様な団体による、地域の福祉問題や課題の解決のために住民による高齢者世帯の見守り、お茶のみサロンの開催や要支援者の防災マップづくりなど支え合い活動を行っている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
		<p>(主な取組み)</p> <p>「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の4層の区域のなかで、それぞれが役割を分担しながら、主体的に市民の生活課題に取り組む重層的な支え合いの体制を構築します。</p>		
		<p>(上記に対する評価)</p> <p>各層の主体が概ねそれぞれの役割を果たしており、特に、小学校区(旧町村においては中学校区)単位で地域の福祉関係者の調整役となるコーディネーター(任意の配置で、地域により異なるが、</p> <p>① 例えば町内会役員や市社協職員)を配置し、このコーディネーターが中心となって高齢者世帯等の見守りに力を入れた。</p>		
		<p>(今後の方向性)</p> <p>地域福祉計画では、上記4層の他に第5層として「近隣」のエリアを設定している。要支援者に対する見守り、声かけ、緊急時における通報等において、緊密かつ迅速な対応ができる近隣の役割は今後ますます重要になるものと考えられることから、地域庁舎・市社協と連携しながら町内会を通してどのような支援や働きかけを行っていけば良いか検討する。</p>		
		<p>(主な取組み)</p> <p>地域福祉の推進にあたり中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生児童委員への支援を強化し、市民の福祉活動への参加を促進します。</p>		
		<p>(上記に対する評価)</p> <p>社会福祉協議会の地域福祉に係る運営費や小地域福祉活動、ボランティア活動事業などに補助金を交付し、活動を支援した。民生児童委員については、平成 23 年度に業務量等意識調査を実施し、今後の活動のあり方について検討し、25 年度の一斉改選に向け、活動しやすい環境づくりのための課題整理を行った。これらの支援により、市民の福祉活動への参加促進のための整備づくりに寄与している。</p> <p>②</p>		
		<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き必要な支援を行うことにより、社会福祉協議会や民生児童委員を通じて市民の福祉活動への一層の参加を促進していく。</p>		
		<p>(主な取組み)</p> <p>③ 地域のなかで取り組まれてきた市民の主体的な支え合いの活動を一層進めるため、地域福祉リー</p>		

<p>ダーの育成や市民の地域課題の理解の促進などを図るとともに、地域の住民活動と公的サービスの連携を深めていきます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>地域における福祉ニーズ、生活課題が多様化するなかで、地域福祉リーダーの確保は喫緊の課題であり、そのため養成研修などを実施しているが、受講者の中には受講した知識、技術を活かす機会が少ない等の課題が見受けられる。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>養成研修の受講者が、地域に定着して然るべき活動を行うためにその位置付けや役割を明確にすると共に、地域に対し福祉リーダーに関して情報提供することや、福祉リーダーを地域ケア会議のメンバーに加える等、地域に対して福祉リーダーの必要性を認識してもらい、その活用を働き掛けていく。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>地域のなかで住民の総合的な相談に応じ、さまざまな地域資源を調整、活用しながら問題解決にあたるコミュニティソーシャルワークの導入を進めます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>④ 高齢者に関しては、保健福祉担当、地域包括支援センターに加えて市社協の地域福祉担当が連携しながら問題解決に当たっている。また、市社協の主催によりコミュニティソーシャルワーカー養成研修を平成 24 年度から 3 年計画で実施しており、市及び市社協の職員が受講している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>これまでの高齢者に加え、今後は児童、障害者の分野にも幅を広げて多職種連携を行っていく。また、コミュニティソーシャルワーカー養成研修の参集範囲を市内の他の社会福祉法人にまで広げ、幅広い範囲でのコミュニティソーシャルワークの導入を目指す。</p>				
<p>【4 主な課題】</p> <p>住民主体による地域福祉をさらに推進していくため、地域福祉推進の中核団体である鶴岡市社会福祉協議会との連携を今後ますます緊密にしていく必要がある。また、地域の中で福祉課題の発見や必要な事業の実施、支援を必要とする人に対する社会資源のネットワークづくりを行う、地域におけるリーダー的人材の確保・育成を行うと共に、地域に対してこの人材の積極的な活用を働き掛けていく必要がある。</p>				

課室等名 福 祉 課

章	2	節	2	温かい福祉の地域づくり
---	---	---	---	-------------

細節	(2)	新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備
<p>【1 社会情勢】</p> <p>現在、生活保護受給者は215万人を超え、とりわけ稼働年齢層が増加している状況にある。また、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯も増加しており、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。こうした中で、生活困窮者の自立を促進する観点から、住宅手当緊急特別措置事業や総合支援資金の貸付等の措置を講じてきたところであるが、「第2のセーフティネット」が十分に整備されているとは言い難い。このため生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を可能にする新たな生活困窮者支援制度が検討されている。</p>		
<p>【2 本市の現状】</p> <p>経済的困窮を抱える相談者の増加に加え、相談内容も失業など雇用問題、多重債務、引きこもりなど多様になってきており、これらは経済的困窮と複雑に絡み合い、経済的な支援だけでは解決に至らないことから、相談体制の充実を図るため、平成22年4月より専任の面接相談員を配置し、体制の安定を図ってきた。また、生活相談で最も増えているものが失業における生活困窮の問題であり、対象者の自立助長を図るために平成21年10月から就労支援員を配置して再就職へ向けての支援を行っている。</p> <p>平成23年度の生活相談件数（延件数）543件、平成24年度 609件と依然相談件数は増加傾向が続いている。</p>		
<p>【3 主な施策】</p> <p>(主な取組み)</p> <p>複合的な生活課題を抱える相談に対し、関係部門が共同して問題解決にあたることできるよう、連携体制の一層の充実を図ります。</p> <hr/> <p>(上記に対する評価)</p> <p>① 平成24年8月に設置した「健康福祉部支援困難事例検討会」の定期的開催により、部内での情報の共有、連携が図られてきている。</p> <hr/> <p>(今後の方向性)</p> <p>健康福祉部支援困難事例検討会の設置を継続し、支援困難事例に対する支援等の検討を行いながら、問題解決を図るとともに、その他関係機関等との情報交換・支援について検討、協議する場を設ける。</p>		

(主な取組み)

福祉制度では対応できない低所得者について、継続した相談、支援が図られる体制を整備します。

(上記に対する評価)

②

専任の面接相談員、就労支援員の配置により、より適切にそして一貫性を持った相談支援が行えるようになった。

(今後の方向性)

引き続き面接相談員及び就労支援員を継続配置し、増加する相談件数に適切かつ十分に対応し、相談・就労支援の充実を図っていく。相談者が抱える問題を明確に把握し、必要に応じ、関係機関に繋げていく。

【4 主な課題】

専門の面接相談員及び就労支援員の配置により、相談者への支援の向上は図られてきたものの、依然として増加する相談に対しての適切な支援を行うための体制整備が必要である。また相談者が抱える課題は複雑化、多様化しており、対応する職員のより高い資質とともに経験や知識が求められている。

章	2	節	3	障害者の自立生活の実現
細節	(1)	障害者の相談支援体制の充実		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>「障害者自立基本法」の改正により、平成24年4月から障害者の相談支援体制の強化が図られ、障害福祉サービスを利用する全員にサービス等利用計画を作成することになった。このサービス等利用計画を作成することにより、個人を取り巻く総合的な視点から見えてくる課題を明確にし、個別のニーズに添った適正なサービス内容と支給量が計画されるものである。</p> <p>また、「障害者自立支援法」に変わる新たな法律として、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行された。この法律により、障害者の範囲が「難病等」の患者にも拡大され、障害福祉サービス受給者の範囲が拡大した。「障害程度区分」については、平成26年4月1日から、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められることになっている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成22年に開設された総合保健福祉センター内に障害者相談支援センターが設置され、相談支援事業の中核となる施設が出来た。相談件数は、平成22年度は5,184件、平成24年度には8,670件と着実に増えている。</p> <p>平成24年度から障害福祉サービスを利用する全利用者に対し、サービス利用計画書が必要になっているが、新規利用者や施設入所者、単身世帯等で自らサービス事業所等と調整を行うことができない方などの計画作成を優先に実施し、平成26年度末までに段階的に整備を図っていくこととし、平成24年度は、全体の約12%のサービス利用者に作成している。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>障害者が地域生活を営むうえで直面するさまざまな課題に対応するために、「総合保健福祉センター(仮称)」内に「障害者支援センター(仮称)」を整備し、相談支援事業を再編強化します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成22年度に障害者相談支援センターが開設され、3障害(身体、知的、精神)の相談支援を一元的に行い、相談件数も着実に増えている。</p>				
<p>① (今後の方向性)</p> <p>相談支援事業は、改正法により、平成24年度から「基本相談支援」、「計画相談支援」、「地域相談支援」といった相談支援に対する定義や内容等が細分化されるとともに、ケアマネジメント機能の充実が図られているが、その対応はまだ途上にある。</p> <p>今後は、計画相談支援事業所を増やし支援の強化や充実を図る必要がある。又、障害者相談支援センターは基幹相談支援センターとしての機能を充実させ、包括的な支援が望まれる。</p>				
<p>② (主な取組み)</p> <p>幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じて、保健、医療、保</p>				

	育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。
	(上記に対する評価) 総合保健福祉センター内での関係機関(市社協、障害者相談支援センター、健康課、子ども家庭支援センター)による個別事例の連携が常時行われ、また、情報交換会などを実施し、切れ目のない連携ができ始めている。
	(今後の方向性) 幼児期や就学期については子育て、教育の部門で支援体制が確立しつつあるが、就学期から青年期に向けての支援体制が確立されていないため、進学、就労等に向けて、就学期からの連携体制を図る必要がある。
	(主な取組み) 障害者のさまざまなニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク(障害者地域自立支援協議会(仮称))を構築します。
③	(上記に対する評価) 平成 23 年度に障害者地域自立支援協議会を設立し、平成 24 年度から運営を行っている。
	(今後の方向性) 支援困難ケースにおいては関係機関との連携が必要で、課題に応じた柔軟な部会の運営や課題解決に向けた協議を行う必要がある。
	(主な取組み) 「県立こころの医療センター(仮称)」との連携により、精神障害者のケア体制の充実を図ります。
④	(上記に対する評価) 県立こころの医療センターが平成 26 年度の移転開業が見込まれている。
	(今後の方向性) 鶴岡病院から地域に移行される精神障害者に対し、地域相談支援体制の整備を図る必要がある。現在、県ではモデル事業としてアウトリーチ支援推進事業等を実施しており、さらに連携を図る必要がある。
【4 主な課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ・精神、知的、発達障害、難病等への相談支援はさらに専門性が必要とされ、相談支援専門員の育成、整備の必要がある。 ・障害程度区分を障害者支援区分にすることにより医学モデルから社会モデルへの変換が求められているが、社会的(障害者、支援者ともに、一般も含め)に障害福祉サービスの認知や障害の理解が進んでいない現状であり、その対応が求められている。 ・障害者地域自立支援協議会を設立して間もないことから、協議会の運営のあり方について随時検証を行いながら整備を図っていく必要がある。 ・県立鶴岡病院の移転に伴い、慢性期病棟の病床数が減少することから、さらに日常生活支援や通所施設等の整備等地域移行に向けた受け皿作りを行う必要がある。 	

課室等名 福 祉 課 _____

章	2	節	3	障害者の自立生活の実現
---	---	---	---	-------------

細節	(2)	障害者の地域生活支援の充実
<p>【1 社会情勢】</p> <p>障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から障害者の相談支援体制の強化が図られ、障害福祉サービスを利用する全員にサービス等利用計画を作成することになった。このサービス等利用計画を作成することにより、個人を取り巻く総合的な視点から見えてくる課題を明確にし、個別のニーズに添った適正なサービス内容と支給量が計画されるものである。</p> <p>又、「障害者自立支援法」に変わる新たな法律として、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行された。この法律により、障害者の範囲が「難病等」の患者にも拡大され、障害福祉サービス受給者の範囲が拡大した。「障害程度区分」については、平成26年4月1日から、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められることになっている。</p>		
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成23年度には市内にある旧法施設が全て新法施設に移行し生活介護や自立訓練、就労継続支援B等の施設となっている。グループホーム、ケアホームは21年度に3箇所、22年度には1箇所、23年度には3箇所新設されている。</p> <p>また、障害者相談支援センターが主催となって、平成22年度には地域交流フェスティバルや精神保健福祉講座（年間6回）を開催し、述べ296名の参加があった。平成23年度には障害者理解のための講演会を2回、発達障害の理解として研修会を2日間にわたり開催、平成24年度には、障害者理解のための研修会を2回開催するとともに、ピアカウンセリングによる家族交流会活動を年間5回開催した。</p> <p>更に、障害者相談支援センターに併設する障害種別に関わらず自由に来館できる障害者サロンでは、工芸教室、料理教室を開催するとともに、平成24年度からは土曜日も開設している。</p>		
<p>【3 主な施策】</p>		
<p>(主な取組み)</p> <p>障害者のためのグループホームなどの居住サービスとともに、就労の場や日中活動サービス、余暇活動の基盤整備を進めます。</p> <hr/> <p>(上記に対する評価)</p> <p>① 基盤整備については、国、県の補助事業の情報提供や障害福祉計画で計画性を持ちながら、障害者のニーズを捉え居住、日中活動、余暇活動などの基盤整備に対し支援を行っているが、県立鶴岡病院の移転や障害者の高齢化に伴って、相談支援事業所、居住系サービスが必要となっている。</p> <hr/> <p>(今後の方向性)</p> <p>様々なニーズ、課題に対応したサービスが必要なことから引続き、国、県の補助事業による事業所支援などを通じて基盤整備を進めていく。</p>		
<p>(主な取組み)</p> <p>② 障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、心身の障害に対する市民の理解を促進するとともに、障害者の社会参加を促します。</p>		

	<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成 22 年度から総合保健福祉センターに障害者相談支援センターが開設されたことから、講演会、講座、研修会を毎年開催している。市民の関心が高まるよう引き続き継続して実施する必要がある。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>平成 25 年度の新法施行に伴って、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図る必要がある。</p> <p>市町村事業として、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等が地域生活支援事業の必須事業の中に加えられ、引き続き実施する必要がある。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安全・安心で自由に街を歩くことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成 16 年度制定された「鶴岡市の建設物等に関する福祉環境整備要綱」に基づき、建築確認実施時において福祉環境に配慮した建設物等であるかの確認を行っている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>所期の目的を達成するため、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを継続する。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策の抜本的な改革が進められることにより、障害者を取り巻く環境や考え方が変化しつつあることから、国の制度改革の動向を注視していくことが必要である。 ・地域で自立した生活を営み共に生きていくためには、障害者の社会参加の推進、市民の障害に対する理解をさらに深めることが必要である。 ・基盤整備の進捗とともに社会保障費の増加が見込まれることから、障害者のニーズに即した適正なサービス提供と必要十分な支給量の確保が必要である。

章	2	節	4	高齢者がいきいきとした地域の実現
細節	(1)	介護保険制度の適切な運営		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>介護保険制度については、制度施行後13年が経過し、全国のサービスの利用者数が施行当初の約3倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着している。一方で、今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっている。</p> <p>平成23年には、医療と介護の連携の強化等、介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備、認知症対策の推進等を内容として、介護保険法が改正されている。</p> <p>このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みが求められている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>人口が減少する一方で65歳以上の高齢者人口は一貫して増加傾向にある。ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯も増加傾向にあり、今後支援を必要とする高齢者の増加は避けられないものと思われる。</p> <p>要介護（要支援）認定者数は増加しており、要介護等認定率（第1号被保険者に占める認定者（第1号被保険者）の割合：H24年度末20.5%）は、県内で上位に位置している。それに伴い、保険給付費も増加（H21年度：114.7億円→H24年度：132.2億円）している。</p> <p>保険給付費の増加に伴い介護保険料も上昇（第4期：月額4,333円→第5期：月額5,383円）しており、保険料額も県内上位に位置する。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>在宅生活の継続のための十分な介護サービスの確保と新たなサービスの開発に努めるとともに、施設サービスについても適切な水準の確保を図ります。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 介護を要する高齢者は増加しているが、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようにするための在宅サービスは一定程度確保されている。また、重度の要介護認定者などでは施設入所のニーズも少なくないことから、入所申込者の解消に向けた施設整備を介護保険事業計画に盛り込み、必要な支援を行っている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>在宅生活の可能性を拡大するサービス利用環境の整備を進める一方、入所申込者の解消に向けた施設整備にあたっては、在宅サービスとのバランスや保険料負担への影響も勘案しながら計画することとする。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>認知症高齢者が増加傾向にあることから、認知症対策の充実を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>② 庄内病院、鶴岡地区医師会など関係機関との連携体制を構築しながら、認知症の予防啓発、早期受診支援(もの忘れ相談医登録事業)、家族介護支援(認知症高齢者見守りサービス事業、患者家族教室)などの取組みを実施している。また、認知症高齢者を支える地域ケアシステムの整備のため、地域ケアネットワーク会議等を通じて関係機関の連携を深めている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>平成24年度に国が策定した「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」を踏まえ、市として今後認知症対策をどのように推進していくか方針を策定しながら、認知症対策の一層の充実を図る。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>要支援1あるいは2の軽度認定者への適切なサービス提供を図り、あわせて予防効果などの評価、分析を行います。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>③ 予防給付のケアマネジメント業務従事者の資質向上を図るための研修会等を実施しているが、提供されている介護予防サービスの評価・分析までには至っていない。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>軽度認定者が要介護状態になることをできる限り予防するため、介護予防サービスが効果的なものとなっているかなどの評価・分析について検討を行う。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>介護給付の分析を行いながら、各種給付の適正化を図るとともに、鶴岡市介護保険事業者連絡協議会における研修や情報交換をはじめ各種研修の機会を充実し介護サービスの質の向上を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>④ 介護サービスやケアマネジメント等の質の向上の取組みを推進するため、ケアプラン指導専門職検討会議を設置しケアプラン検証を行っている。また、鶴岡市介護保険事業者連絡協議会(63法人227事業所加入)が組織されていることにより、研修機会の提供や事業所間での課題の共有等について一定の成果が上がっている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>保険給付費が増大している中において、利用者のQOLの改善をはかり適正給付につなげるためには介護支援専門員のマネジメント力の向上が必要であることから、引き続きケアプラン検証及び資質向上研修を実施する。また、市内事業所のサービスの質の全体的な底上げを図るため、サービス種別毎に組織されている介護保険事業者連絡協議会の部会単位の活動の活性化を促していく。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>⑤ 在宅生活を維持するため、終末期のケアなども含め介護と医療等の連携の一層の強化を図り、そ</p>

	<p>の情報のICT化を推進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>南庄内緩和ケア推進協議会、在宅医療連携拠点事業室「ほたる」など、在宅生活を維持するための介護と医療等の連携の仕組みができています。また、多施設・多職種間での患者情報の共有と相互コミュニケーションを可能とする医療連携型電子カルテ「Net4U」が、医療と介護を繋ぐヘルスケア・ソーシャル・ネットワークとして平成24年5月に全面改訂された。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>鶴岡地区医師会等地域の関係機関の協力のもと、引き続き介護と医療等の連携の強化を図る。また、「Net4U」の有効的な活用のため、介護系事業所(主に居宅介護支援事業所)での導入を推進する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>介護家族の実態を的確に把握し、相談体制の充実をはじめ、各種支援を強化します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>在宅高齢者の相談をワンストップで受け付け迅速で適切なサービス等につなぐため、また、潜在化しやすい高齢者の生活・介護・予防等の課題を訪問等により発見し解決するため、専門職を擁する地域包括支援センターをより地域に密着した形で分散配置した。(H25年度:1直営8委託体制)</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>平成27年度から市直営の地域包括支援センターが廃止され、8つの委託地域包括支援センターが総合相談支援等の包括的支援事業の担い手となることから、地域包括支援センターの機能強化及び専門職員の資質向上を図る。</p>
⑥	<p>(主な取組み)</p> <p>介護保険制度が安定的に運営されるよう、各種調査などを踏まえ、介護サービスの需要を的確に予測し、適切な介護保険事業計画を策定します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>団塊の世代が前期高齢者に達するH27年度(2015年)を念頭に置きながら、第3期計画及び第4期計画で定めたH26年度までの目標を達成するための最終段階としての位置付けとして、第5期介護保険事業計画(計画期間:H24~26年度)をH24年3月に策定した。また、制度運営の一層の適正化を図り、安定的な運営を確保していくために、介護給付適正化縦覧点検事業を実施している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>高齢化が一段と進む平成37年(2025年)に向けて、地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取組みを行う。第6期介護保険事業計画(計画期間:H27~29年度)についても、国の動向、介護保険制度の安定的な運営、介護サービス需要の的確な予測を見極めながら策定する。</p>
⑦	<p>(主な取組み)</p> <p>介護保険制度が安定的に運営されるよう、各種調査などを踏まえ、介護サービスの需要を的確に予測し、適切な介護保険事業計画を策定します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>団塊の世代が前期高齢者に達するH27年度(2015年)を念頭に置きながら、第3期計画及び第4期計画で定めたH26年度までの目標を達成するための最終段階としての位置付けとして、第5期介護保険事業計画(計画期間:H24~26年度)をH24年3月に策定した。また、制度運営の一層の適正化を図り、安定的な運営を確保していくために、介護給付適正化縦覧点検事業を実施している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>高齢化が一段と進む平成37年(2025年)に向けて、地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取組みを行う。第6期介護保険事業計画(計画期間:H27~29年度)についても、国の動向、介護保険制度の安定的な運営、介護サービス需要の的確な予測を見極めながら策定する。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>第6期介護保険事業計画(計画期間:H27~29年度)の策定に向けて、今後介護保険制度の改正などの動きが活発化する可能性があることから、これら情報の収集や地域実態の把握を強化する必要がある。</p>

課室等名 長寿介護課

章	2	節	4	高齢者がいきいきとした地域の実現
---	---	---	---	------------------

細節	(2)	介護予防の充実
<p>【1 社会情勢】</p> <p>介護保険制度が成立した平成12年以降、軽度者（要支援、要介護1）が大幅に増加し、平成24年度では概ね3倍の2,527千人に達している。軽度者の多くは廃用症候群に起因するもので、早期発見し、早期に対応することが重要である。</p> <p>介護予防事業は一般高齢者を対象とした一次予防事業（介護予防の普及・啓発）と要支援、要介護状態となるおそれの高い虚弱高齢者を対象とした二次予防事業（運動器機能向上、認知機能低下予防、栄養改善、口腔機能向上等）により構成されている。特に国では二次予防事業における目標数値として生活機能調査実施率を100%、二次予防事業参加者数を高齢者人口の概ね5%と示し、介護予防の推進に取り組み、介護保険財政の安定化を図っている。</p>		
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市での軽度者数は平成21年度から漸増で推移し、平成24年度は概ね10%増の3,281人である。要介護（要支援）認定者数の40%を占めている。</p> <p>本市でも一次予防事業として介護予防普及啓発事業（一部は健康課で実施）、地域介護予防活動支援事業、二次予防事業として通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業などを行っている。二次予防事業の対象者把握のための生活機能調査実施率は45.8%（二次予防事業対象者数：3,492人）、事業参加者数は高齢者人口の1.2%（471人）である。また専門家による助言のもと介護予防事業の効果検証を行っており、「通所型予防事業に参加した群」は「参加しなかった群」に比較して要介護認定を受ける割合が有意に低いことが確認されている。</p>		
<p>【3 主な施策】</p>		
<p>(主な取組み)</p> <p>一般高齢者(元気高齢者)及び特定高齢者(虚弱高齢者)に対する介護サービスの量及び質の確保を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次予防事業では高齢者用トレーニング機器を使用した転倒予防教室、認知症予防対策、高齢者健康教育・相談の開催や高齢サロンの支援など多様な事業を行っている。 ・二次予防事業では通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業を実施している。平成23年度から二次予防事業対象者の把握に郵送調査を加えた結果、生活機能調査実施率が11.4%増加し、その結果、通所型事業では平成21年度と24年度の参加者数を比較すると概ね1.7倍に増加している。 <p>(今後の方向性)</p> <p>通所型介護予防事業の効果についての検証結果と介護給付費に及ぼす財政効果などの分析を進めながら、通所型予防事業を本市の介護予防事業の中核として位置づけ、事業規模の拡大を図る。</p>		
<p>② (主な取組み)</p> <p>より効果的な介護予防サービスの開発及び普及に努めます。</p>		

(上記に対する評価)

通所型介護予防事業のプログラムに栄養改善プログラムを加え、従来のプログラム(運動器機能向上、認知機能低下予防)の改善を図った。また平成25年度から、旧市町村単位で実施していた一次予防事業の自立支援型サービス事業を通所型介護予防事業に組入れ、継続した支援ができるよう事業の見直しを行った。

(今後の方向性)

一次予防事業については、より地域に密着した住民主体型を進めていく。二次予防事業については生活機能調査等により対象者の実態把握に努め、より効果的なプログラムを提供する。

健康課・地域庁舎・地域包括支援センター間で事業内容を共有し、地域住民へ事業の周知に努める。

章	2	節	4	高齢者がいきいきとした地域の実現
細節	(3)	地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>厚生労働省では中度以上の認知症高齢者が2025年(後期高齢者人口がピークに達すると予想される年)高齢者人口の12.8%(470万人)まで増えると予測している。また生産年齢人口は平成25年度と比較して10%減少すると推計し、介護の担い手が不足する可能性が高いと予測している。その他にも単身および高齢者夫婦世帯も大幅に増加すると推計している。</p> <p>国では今後増加する認知症高齢者に対応すべく認知症施策推進5か年計画(平成25年度～29年度:オレンジプラン)を策定した。この計画では平成27年度以降各市町村で「地域ケア会議」の実施を推進しており、この会議により、地域の個別ケースの解決、地域課題の発見等が期待されるとともに、市の施策に反映されることが期待されている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市の高齢化率は総合計画作成時の見込みを1.2%下回るものの、概ね30%に達している。中山間地等では70%を超える集落もある。このような状況で地域包括ケアを推進するために、居宅介護支援事業所や介護サービス提供事業所と連携するとともに、医療と介護の連携として鶴岡地区医師会の協力を得て各種事業を実施してきた。また日常生活圏域ごとに地域ケアネットワーク会議を開催しネットワークの構築を図り、高齢者の見守り体制の啓発・充実に努めてきた。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
		<p>(主な取組み)</p> <p>地域包括支援センター、在宅介護支援センターをはじめ各種組織、機関等の連携を図り、地域における総合的なケア体制を整備します。</p>		
		<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 在宅介護支援センターの地域包括支援センターへの移行を図ったため、専門職の増員により地域密着の支援体制が進められた。福祉、健康部門はもとより医療と介護をはじめとし、居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所、地域自治組織、民生児童委員等との連携を深めた。</p>		
		<p>(今後の方向性)</p> <p>関係機関・団体と協働し、高齢者を取り巻く日常生活圏域や市全体の地域課題を把握し、その課題解決に取り組む。</p>		
		<p>(主な取組み)</p> <p>認知症サポーターの養成を推進し、子どもから高齢者まで認知症に対する正しい理解の促進と、地域での見守り体制を強化します。</p>		
		<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 地域ケアネットワーク会議などをおして認知症に対する啓発や地元住民組織に働きかけ認知症高齢者を支える見守り体制の整備を進めた。また地域包括支援センターにおいて「もの忘れ相談医」の制度を活用し、早期診断・早期対応に努めた。</p>		
		<p>(今後の方向性)</p> <p>オレンジプランでは多職種協働で個別ケースに対応するとともに、地域課題の発見も求められており、本市では平成27年度に向け「地域ケア会議」の体制構築を図る。</p>		
		<p>③ (主な取組み)</p>		

	<p>契約や金銭の支払いなどについて十分な意思判断ができない高齢者について、日常生活支援事業や成年後見制度の活用を図るとともに、それらの受け皿となるマンパワーの養成や地域での体制整備に努めます。</p>
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>地域包括支援センターを中心とし成年後見制度の普及・周知を図ってきた。後見人等の不足解消を図るため、平成25年度から鶴岡市社会福祉協議会が行う権利擁護ネットワーク構築支援事業の助成をはじめた。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>鶴岡市社会福祉協議会で進める権利擁護ネットワーク構築支援事業と連携して、成年後見制度の周知、法人後見受任支援、市民後見人の育成等を図る。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>鶴岡市高齢者虐待防止等連絡協議会を中心に虐待の未然防止と早期発見の体制を強化します。</p>
④	<p>(上記に対する評価)</p> <p>地域包括支援センターで講演会、実態調査、男性介護者を対象とした介護教室などを開催し、虐待予防の早期発見に努めた。鶴岡市高齢者虐待防止等連絡協議会を年2回開催し、本市の高齢者虐待状況の報告、事例検討、地域包括支援センターの予防・啓発事業について報告し、本市の取組みについての評価、助言を得た。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>平成25年度から高齢者虐待防止等連絡協議会と障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止等連絡協議会を一体的に開催する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざし、地域で生活する高齢者一人ひとりの実態の把握に努め、外出時や災害時の支援などを推進します。</p>
⑤	<p>(上記に対する評価)</p> <p>要援護高齢者の早期発見に努めたが、市全域での実態把握や災害時の支援までには至っていない。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>地域ケアネットワーク会議等を活用し、地域自治組織等の協力を得て実態把握に努める。災害時の支援については地域包括支援センターごとに大雪、浸水、家屋の倒壊等に備えているが、大規模災害の場合は市の災害対策本部・運営マニュアルとの整合を図る必要がある。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>認知症高齢者や要援護高齢者が増加するとともに、抱える課題も複雑化している。従来からの「多職種協働」「医療と介護の連携」を推進するとともに、平成27年度に「地域ケア会議」を設置し、地域課題の解決と地域課題の発見に努める。</p>

章	2	節	4	高齢者がいきいきとした地域の実現
細節	(4)	高齢者の社会参加の促進		
【1 社会情勢】				
<p>全国では65歳以上人口が3,000万人を超え、高齢者の総人口に占める割合も過去最高となるも、老人クラブ数、会員数、シルバー人材センターの団体数、会員数は、いずれも年々減少している。</p> <p>一方、内閣府の「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」では、健康、スポーツ、地域行事などグループ活動へ参加したいと考える人の割合が年々増加している。</p>				
【2 本市の現状】				
<p>平成25年4月1日現在、65歳人口が4万人を超え、高齢化率も29.6%となっている。</p> <p>老人クラブ数と会員数を見ると、平成20年度に205クラブ10,804人だったものが、平成24年度には174クラブ7,969人となり、又、シルバー人材センターの会員数においても、平成20年度に1,272人だったものが、平成24年度には1,010人となり、年々減少傾向にある。</p>				
【3 主な施策】				
		(主な取組み)		
		世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充に努めます。		
		(上記に対する評価)		
①		健康づくり事業、介護予防事業などは関心も高く、参加者も多く好評を得ている。		
		(今後の方向性)		
		高齢者人口の増大とともに、その趣味、嗜好も多様化しており、引き続きニーズに対応した取組みを積極的に取り入れていく。		
		(主な取組み)		
		老人クラブ、シルバー人材センターなどの高齢者の自主活動や就労の場を確保するとともに、より積極的な活動の展開を促します。		
		(上記に対する評価)		
②		老人クラブ、シルバー人材センターは、団体数、会員数ともに減少しているものの、老人クラブでは、リーダー養成(指導者研修会)に力を入れ、シルバー人材センターにおいては新たな受託企業の開拓などそれぞれ工夫しながら積極的な活動を展開している。		
		(今後の方向性)		
		能力、意欲のある高齢者の活躍の場の確保につながるように、会員数増加に向けた取組み、工夫がより一層必要である。		
		(主な取組み)		
③		団塊の世代をはじめ、市民が社会で培ってきた技能、経験などを生かすことができるよう様々な地域活動への参加を促します。		

(上記に対する評価)

積極的に活動いただいている方もいる一方で、より一層の活躍の場の確保、参加しやすい環境づくりが必要となっている。

(今後の方向性)

引き続きさまざまな活動に積極的に参加いただけるような環境づくり、働きかけが必要である。

【4 主な課題】

高齢期になっても自主的に就労、生きがい、自己実現と、様々な生き方を可能とし、社会の支え手、担い手として活躍いただける「居場所」、「出番」の創出がより一層必要である。

章	2	節	5	健やかな子どもの育成
細節	(1)	子どもの健やかな成長の促進		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>平成24年8月10日、国会において、子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する3つの法律、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格的に施行される見込みである。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成22年4月に総合保健福祉センター内に子ども家庭支援センターを開設し、すべての子育て家庭に向けて、イベント開催・情報発信などにより子育てに関しての支援を図るとともに、子育ての悩みを持つ親が気軽に交流し相談ができる場となっている。</p>				
<p>【3 主な施策】 ※基本計画にある「主な施策」ごとにこれまでの主な取り組み内容を記載</p>				
①	<p>(主な取り組み)</p> <p>子どもの健全な発達につながる保護者のかかわり方について、適切なアドバイスや情報提供などにより、保護者の育児力を高める取り組みを推進します。</p>			
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>子ども家庭支援センターにおいて、育児講話や出前保育、パパと遊ぼう、赤ちゃん広場などの事業と合わせて、適切なアドバイスや情報提供を行っている。利用者数も年々増加し効果が上がっている。</p>			
	<p>(今後の方向性)</p> <p>保護者と共に子どもの成長を確認し合いながら、引き続き適切なアドバイスや情報提供を継続していく。</p>			
②	<p>(主な取り組み)</p> <p>保護者による健全な子育てが困難な場合も生じていることから、地域住民の子育て意識を喚起し、地域特性に応じた子育て支援活動を推進します。</p>			
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>地域庁舎内に併設されている2箇所を含めて10箇所あった子育て支援センターが、平成25年度までには11箇所になり、そしてそのすべてが保育園内に併設され、遊びの場を提供している。</p> <p>保育園内に常設しているため、地域住民が未就園児と気軽に利用している。子どもを遊ばせながら、子どもの成長に合わせた発達段階など子育てのアドバイスを受けることができるし、保護者や祖父母が気軽に相談できる。リピーターも多く利用者が増えている。</p>			
	<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き地域に根ざした子育て支援活動を進めていく。</p>			
③	<p>(主な取り組み)</p>			

	<p>子育てや家庭支援の中核的な機関として「総合保健福祉センター(仮称)」内に「子ども・家庭支援センター(仮称)」を開設し、子育ての悩みを持つ親が気軽に集い交流し相談ができる場をつくります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>平成22年4月に総合保健福祉センター内に子ども家庭支援センターを開設し、様々な事業を実施しており、定着している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>事業を継続し発展させていく。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>虐待を受けた子どもや虐待をしてしまう親、障害のある子どもがいる家庭、ひとり親の家庭など、社会的に支援が必要な子どもや家庭の自立を支援します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>子ども家庭支援センターで、要保護児童対策地域協議会を開催し児童相談所や関係機関と連携しながら支援している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後も関係機関との連携を継続し、支援を続けて行く。</p>
⑤	<p>(主な取組み)</p> <p>子どもの広汎性発達障害(自閉症等)や学習障害、注意欠陥多動性障害などの軽度発達障害を早期に発見し、家庭支援体制を充実するため、「子ども・家庭支援センター(仮称)」内に発達障害児の支援システムを構築します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>平成22年4月に開設した子ども家庭支援センターで、親子で月1回の通級による「にこにこクラブ」を実施している。また、TEACCH研修(自閉症等のコミュニケーションに障害を持つ子どもたちに関する研修)、巡回相談、出前保育、専門保育士による支援等を行うなど、支援システムを構築しつつある。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>引き続きシステムを充実させ、支援活動を進めていく。</p>
⑥	<p>(主な取組み)</p> <p>過疎化の進展している地域や三世同居が多い地域、新興住宅地など子育てに関する地域特性も多様化しており、地域の特性や環境に即した子育て支援を推進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>過疎化の進展している朝日地域の保育所においては、4園を1園に統合し指定管理による運営に移行した。また、櫛引地域では、公立の児童館3館を民設民営の保育園に移行した。そのうえ、新興住宅地が多い美咲町に保育園を新設し、着実に進めることができた。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き公立保育園の民営化を進めるが、市全体の保育の底上げを図るなどの観点から一部公立保育園を公立のまま維持し、新たな役割を果たすよう再編成を図るとともに、幼保の一体化も念頭に置きつつ、保育施設の適正な配置と定員の見直しを進める。</p>

⑦	<p>(主な取組み)</p> <p>市街地と自然環境に恵まれた郊外地における保育園や幼稚園、児童館、小学校などの相互交流を促進するとともに、豊かな自然を生かしたこどもの遊び場や森林体験、農業体験などを提供する場の確保や人材の確保、育成を図ります。</p>
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>森の保育を通じて、市街地と郊外地保育園の交流が進んだ。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>森の保育について、今後の新たな展開を計画する。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>少子化の急速な進展につれ、質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供の観点から、中心部施設の再編充実と郊外地域の保育の再編が課題になってくると考えられる。これらを見据えた施設整備の考え方を整理する必要がある。</p>	

章	2	節	5	健やかな子どもの育成
細節	(2)	仕事と子育ての両立支援		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>平成24年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格的に施行される見込みである。</p> <p>待機児童の解消は、喫緊の課題であって、本年4月19日に内閣総理大臣から公表された「待機児童解消加速プラン」においても国と地方公共団体が、ともに全力を挙げて取り組むこととされており、保育需要が充足されていない地域において、その解決のための積極的な対応が求められている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>年度初めには待機児童ゼロであるが、年度途中は特に低年齢児において入所が困難な状況にあるため、安心子ども基金を活用した施設整備による受け入れ枠の拡大や、保育所運営に対する援助の継続等により、待機児童の解消と、仕事と子育ての両立支援を進めている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>保育所の適正な配置を進めながら、低年齢児保育や保育時間の延長、障害児保育、一時保育、病児・病後児保育など多様な保育ニーズに対応できる施設整備や保育体制を充実します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>国、県の補助金制度を利用しながら保育体制を整えている。</p>				
①	<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き多様な保育ニーズに対応できるよう、幼保一体化も見据えながら保育体制を充実させていく。</p> <p>特に発達障害児支援として、専門保育士を育成し、専門保育士が保育園に出向き巡回相談の実施及び療育支援研修会開催など関係職員の理解と知識を高めるほか、保育園・保育士の支援に加え保護者の相談支援を図っていく。</p>			
<p>(主な取組み)</p> <p>放課後などの児童の遊びや生活の場として、児童館や放課後児童クラブの設置を促進するとともに、経験豊かな高齢者など地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p>				
②	<p>補助金等の充実を図り、保護者のニーズに応えながら、児童の健全育成と家庭支援を進めている。</p>			
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き保護者のニーズに応えながら、児童の健全育成と家庭支援を進めていくが、羽黒・櫛引地域の公営保育所は行財政改革の見直し対象事業となっており、民営化の方法や料金改定について引き続き検討を行う。</p>				
③	<p>(主な取組み)</p>			

- ④ ③仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスがとれるよう、特に、子育て期における長時間労働の是正、短時間勤務、フレックス制、在宅勤務など多様な働き方の実現に向けて、先進的取組み事例の紹介などにより、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。
- ④仕事と子育ての両立を支援するための労働福祉関係法制度や各種支援施策の周知を図り、企業など働く場における仕事と子育ての両立支援に向けた取組みを促します。

(上記に対する評価)

仕事と子育ての両立を支援するために、今年度多子世帯保育料軽減事業として、小学生以下の子が3人以上いる世帯において、保育所・幼稚園・認可外保育施設に通園する第3子以降の保育料を無料とした。

家庭、地域における意識の醸成を図るため、山形労働局のマスコットなどを活用し、各種イベントなどにおいて、仕事と生活の調和や子育てと仕事の両立、一般事業主行動計画の策定・届出を働きかけた。

(今後の方向性)

多子世帯保育料軽減事業の第3子以降の保育料無料化については、今後も継続し効果を見ながら対象の拡大も検討したい。

ハローワークや関係機関と協力し、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の策定の働きかけはもとより、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスがとれるよう、また、仕事と子育ての両立支援のため、事業主が積極的に各種助成金制度等を活用できるよう意識の醸成を図っていく。

【4 主な課題】

子ども・子育て支援新制度の施行に先立ち、市町村は事業計画を策定することになっており、有識者や児童福祉関係者等の意見聴取や保護者のニーズ調査などにより、必要な事業量とニーズを把握し、計画策定と円滑な新制度への移行に向けた準備を行わなければならない。

この計画で、国の制度を活用しつつ、保育と放課後児童対策を合わせて充実していくことにより、切れ目のない仕事と子育ての両立支援を図ることが課題である。

章	2	節	6	医療の提供体制の充実
細節	(1)	庄内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>少子高齢化の進行や食生活・生活習慣の変化と相まって、がん・脳卒中や心臓病などの生活習慣病の増加や疾病構造の変化が見られ、また、健康意識の高まりとともに多様で質の高い医療を希望する要求が高まっている。しかしながら、近年、医師や看護師が大都市部へ集中する傾向が顕著となり、地方においては、医師、看護婦不足が大きな課題となっており対策が求められている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市においても少子高齢化が進み、各方面でその対策が急務となっている。医療の分野においても、地域の限られた医療資源を効率的・効果的に活用するため、医療機関間の連携と機能分担が不可欠な状況にある。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>地域医療提供体制の確立に向けて、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、東田川郡歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体が情報の共有化を図りながら患者サービスの向上を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>庄内病院地域医療連携推進協議会の活動を中心に、地域の関係団体との連携強化を深め、地域医療連携支援病院・山形県がん診療連携指定病院としての責務を果たしてきた。また、</p> <p>① 地域の医療機関との連携を進めるため、大腿骨連携パスや脳卒中地域連携パスなどの各種連携パスの積極的な導入を図り成果を上げている。さらに、関係機関との情報共有の強化を図るため、平成24年度に「新Net4U」へ移行するとともに、庄内二次医療圏を対象とする医療情報ネットワーク「ちようかいネット」の導入整備が行われた。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>各種「連携パス」の積極的な活用と、平成24年度に導入した「ちようかいネット」の利用医療機関の拡大を図ることにより情報の共有化を推進し、効率的で効果的な地域医療供給体制の構築や患者サービスの向上に努める。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>市民に対して日常的な健康管理も含めた「かかりつけ医」制度の重要性を周知し、普及を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>② 市広報へ特集記事を掲載するなどの市民周知の取り組みに努めてきた結果、平成24年度の荘内病院への紹介率が39.5%と前年度より3.8%上昇し過去最高となり、「かかりつけ医」制度が一定程度市民に定着してきている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後とも、地域医療機関とのさらなる連携を図りながら、機能分担を推進し、「かかりつけ医」制度の重要性について市民周知に努める。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>市民が必要な時に適切な医療を受けられる体制を確立し、急性期医療と慢性医療、災害医療を含む救急医療の提供に関し、医療機関それぞれの機能を有効かつ効率的に運用します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>③ 病-病連携、病-診連携が進められ、急性期、亜急性期や慢性期医療において医療機関ごとの機能分担が図られてきている。災害、救急医療においても、「ちようかいネット」の導入整備が行われ、庄内二次医療圏内での効率的・効果的な医療情報ネットワークの体制整備が進められている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>医療機関間のさらなる機能分担や連携構築に努めるとともに、「ちようかいネット」の利用拡大を図り、災害時や救急医療においても、適切な医療を適時に供給できる体制づくりに努める。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>広域的な災害時の対応や適切な救急診療の運用を図るため、患者情報の共有化の中心となる「ちようかいネット」の利用拡大を図ること。</p>

章	2	節	6	医療の提供体制の充実
細節	(2)	災害医療を含む救急医療体制の整備		
<p>(1 社会情勢)</p> <p>全国的に救急医療は、小児・成人の軽症患者の増加や高齢者の増加と、これに追いつかない医療機関の供給力不足により社会問題化している。地方においては、大都市部とは異なる要因もあるが同様の状況で、中でも供給力不足は一層深刻で、救急医療体制の整備と適切な救急受診のあり方が求められている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>南庄内における救急医療に対する市民の期待は高く、限られた医療資源の中で応えていく必要に迫られている。平成22年度、「にこ・ふる」内に医師会や歯科医師会の協力のもと休日夜間診療所と休日歯科診療所が移転・整備され、救急医療体制の拡充が図られた。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>救急告知病院である庄内病院、鶴岡協立病院、三井病院並びに休日夜間診療所の機能分担を明確にして救急需要に適切に対応します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>救急患者の受診動向は、医療機関へ救急搬送された患者数をみると、H23年からH24年はほぼ横ばいとなったが、依然、庄内病院に集中する傾向が続いている。休日夜間診療所と休日歯科診療所の拡充整備により改善もみられるが、今後とも各医療機関の機能分担を明確にし、救急需要に対応していく状況にある。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>救急医療機関同士の連携を深めるとともに、広報などを通じこの分野における機能分担等についての市民周知を実施し適切な救急医療を提供できるよう努める。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>総合福祉センター（仮称）に併設予定の「休日夜間診療所」の機能や診療体制を強化し、救急医療体制の充実を図ります。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成22年度に「休日夜間診療所」の移転、拡充整備が行われ、また、平成22年10月には、平日夜間の診療が開始された。休日夜間診療所の患者数は、平成24年度の休日診療は6,277名、平日夜間診療は2,286名で、平成23年度に比べ休日診療が789名、平日夜間診療が113名増加し順調に推移している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>医師会や歯科医師会の協力を得ながら、庄内病院と休日夜間診療所及び休日歯科診療所との連携と機能分担を進め、救急医療体制充実に努める。</p>				

(主な取組み)

大規模災害や事故などによる災害医療に関しては行政、医療機関、関係機関や関係団体との相互情報連絡システムの整備を図り、緊急時におけるスムーズな医療提供体制を確立します。

(上記に対する評価)

③

庄内病院では大規模災害を想定し、これまで計画的に簡易ベット、毛布、食料、医薬品、燃料等の備蓄を行うとともに、衛星電話や装備備品などの整備を進めてきた。また、災害時を想定した多数の傷病者受入訓練を行い病院防災マニュアルの見直しを行っている。24年度に山形県DMA T指定病院となり大規模災害への医療チーム派遣の体制を整備した。

(今後の方向性)

大規模災害等に対応するための訓練を継続し、随時マニュアルの見直しを行うとともに、鶴岡地区医師会、消防、医療機関等、関係機関との連携を図る。

【4 主な課題】

各医療機関との相互理解を深め、連携と機能分担を進めること。

章	2	節	6	医療の提供体制の充実
細節	(3)	医師および看護師等の医療従事者の確保		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>全国的に地方における勤務医不足が深刻な問題となっている中で、山形県の医師数は人口 10 万人当たり 221.5 人で、全国平均 230.4 人を下回っている状況となっており、地域の偏在や診療科の偏在も大きな課題となっている。看護師については、地域の偏在もあり医療現場における看護師の不足が深刻な問題となっている。県では「第 6 次山形県保健医療計画」において、総合的な医師、看護師確保対策の推進を図るため「山形方式・医師生涯サポートプログラム」「山形方式・看護師生涯サポートプログラム」を中心に体系的な施策を展開し、医療従事者の確保対策を推進している。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市においても医師不足の状況は深刻な問題であり、人口 10 万人当たりの医師数は庄内地域で 176.4 人と全国平均を大きく下回っている状況である。荘内病院においても、医療法上の医師数は満たしているものの、病床稼働実績、救急センターの状況などを勘案すると今後とも増員を図ってゆく必要がある。荘内病院では、24 年 6 月に入院基本料 7 対 1 看護体制を導入したが、安定的な運用を行うとともに、NICU（新生児集中治療室）等の増床に対応するため看護体制の充実を図る必要がある。</p>				
<p>【3 主な施策】</p> <p>(主な取組み)</p> <p>病院勤務医を確保するため、過重労働を軽減するための方策を検討するとともに、最新の医療機器の整備や診療機能の充実を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>医師の事務的業務を緩和するため医師事務作業補助者を 24 年度に 8 人から 21 人に増員し、書類作成などの業務を補助し医師の負担軽減に一定の成果を上げている。医師確保については、大学医学部へ医師派遣を要望するとともに、研修医の確保のためガイダンスへの参加や研修プログラムの充実等を行うとともに、地元出身医師並びに医学生へ荘内病院の紹介や病院見学を実施し荘内病院勤務の働きかけを積極的に行い、23 年度は放射線診断医 2 名、24 年度は病理科、歯科口腔外科各 1 名の常勤医師の増員が図られた。また、24 年度には、山形大学の医学部学生を対象にした「診療参加型臨床実習(スチューデント・ドクター)」の受入を行うとともに、25 年度には医師修学資金貸与制度を創設し、将来的な医師確保に努めている。</p> <p>① 診療機能としては、周産期医療、がん医療、緩和ケアなどの充実とともに、ペインクリニック外来、フットケア外来、ストーマケア外来などを開設し診療面の機能充実が図られた。</p> <p>看護師については、24 年度に 44 名の看護師を採用し、入院基本料 7 対 1 看護体制を導入し、看護体制の充実を図った。病院見学会の開催、様々なガイダンスへの参加や看護学校への訪問等を実施し、看護師確保に努めている。</p> <p>医療機器の整備については、毎年計画的な機器整備を行うとともに、24 年度には県の地域医療再生基金を活用し、最新の循環器用血管撮影装置、頭・腹部用血管撮影装置を整備した。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>大学医学部に対して引き続き医師派遣を強力に要望していくとともに、医師公舎のPFI事業での整備などによる医師の待遇改善、医学部学生を対象にした「診療参加型臨床実習(スチューデント・ドクター)」の受入の充実、医師修学資金貸与制度等の周知・活用を促して医師確保に努める。</p> <p>看護師の確保については、病院見学会の開催、様々なガイダンスへ参加や看護学校への訪問等を継続し、看護師確保に努める。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>良質な医療の提供及び患者ニーズに対応したサービス提供を図るために地域全体の看護師などの医療従事者を対象にした研修会などを開催し、安心と信頼関係が深まる地域医療体制を構築します。</p>
②	<p>(上記に対する評価)</p> <p>地域の中核病院として、看護師、薬剤師、技師（士）などが専門的な資格を取得するとともに、鶴岡地区医師会などと連携しながら、医療従事者の専門的な研修会、講習会を継続的に開催しており、良質な医療の提供と地域医療の充実が図られている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>医療従事者の専門的な研修会、講習会を継続的に開催し、地域医療体制の充実を図るとともに、看護師の長期研修派遣の継続や、認定看護師などの各種資格を取得し、看護師、薬剤師、技師（士）などのスキルアップを図り医療技術の向上を図る。</p>
③	<p>(主な取組み)</p> <p>荘内病院の臨床研修医を確保するため、研修体制を充実します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>研修医については、近年研修医の大都市志望の影響などから減少傾向にあり、その確保に向け、合同説明会（山形、仙台、東京）への参加、ホームページの充実、研修医募集ポスター・案内パンフレットの作成等を継続して実施している。また、研修指導医やカリキュラムの充実を図り研修医の確保に向け取り組んでいる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>研修医の定員確保を目指し、指導体制の充実・強化を図るとともに、医学生に当院をアピールする機会の多様化、インセンティブの充実を図り研修医の確保に努める。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>必要な医師及び看護師の確保を図り、地域の中核病院として高度・良質な医療を提供していくこと。</p>

章	2	節	6	医療の提供体制の充実
細節	(4)	在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>平成 25 年 3 月に策定された「第 6 次山形県保健医療計画」では、「誰もが安心して生き活きと暮らせる県づくりに向けた保健・医療・福祉の充実強化」を基本理念とし、住み慣れた地域での療養生活を可能にするため、医療と介護など多職種連携による体系的な在宅医療の推進を行い、「地域包括ケアシステム」の構築の促進をめざしている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりとして地域包括ケアシステムの構築が急がれるところだが、南庄内エリアにおいて、往診対応が可能な医療機関は 57 機関で 67.9%、訪問診療をしている医療機関は 45 機関で 53.6%、在宅看取りをしている医療機関は 46 機関 54.8%であり、往診をしない医療機関が増えてきている。また、訪問看護ステーションは 2ヶ所にとどまっている実態である。在宅での死亡割合は平成 20 年 15.9%、平成 21 年 16.5%、平成 22 年 17.1%と増加はしているものの、介護保険制度と連携した在宅診療及び在宅看取りの体制整備は喫緊の課題である。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>訪問診療及び訪問看護体制充実のために、関係機関との連携、調整に努めます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 退院後に安心して在宅療養が可能となるようかかりつけ医、訪問看護ステーション等関係機関と調整を図り情報共有の場を多く設定してきた。また、在宅療養中の様々なトラブルに対しての要請に応え、庄内病院認定看護師などが窓口となって相談や指導などを行っている。その結果、医療と介護の多職種間での顔の見える関係が構築されつつある。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>鶴岡地区医師会・歯科医師会・薬剤師会、福祉関係機関と連携を図り、安心して在宅で療養できる地域づくりに努める。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>鶴岡地区医師会をはじめとした医療機関及び福祉関係機関との連携を図り、がん患者に対する緩和ケアの体制整備を推進するとともに、在宅医療患者や家族が直面する様々な問題を解決するための相談機能の充実を図ります。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 国の第 3 次対がん総合戦略研究事業（鶴岡市は全国で選ばれた 4 地域の 1 つ：平成 20 年度～22 年度に「庄内プロジェクト」として実施）終了後も「南庄内緩和ケア推進協議会」を設立し継続的に緩和ケアの普及に努めてきた。その結果、南庄内全域で医療と介護の多職種の連携（ネットワーク）が強化され、医療者の技術向上が図られた。また、緩和ケアや在宅療養について市民が考えるきっかけ（意識化）となるなど大きな効果をもたらした。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き庄内南部地域において、医療と介護の多職種が連携して活動を継続していくこと。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>リハビリテーション提供体制の拡充、療養環境の整備を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>大腿骨骨折、脳卒中等の連携パスが整備され、急性期の治療が終了したのちリハビリテーション病院への早期の転院を図り、在宅診療や介護サービスを利用しながら自立した生活をめざす仕組みづくりが行なわれスムーズに運用されている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>在宅でのリハビリテーションの継続には、入院中から在宅生活を見込んだリハビリ計画が必要であり、これに基づいた訪問リハビリテーション機能の拡充を図る必要がある。今後も引き続き鶴岡地区医師会などとの連携を図りながら効果的な運用を進めていく。</p>
③	<p>(主な取組み)</p> <p>医療機関や福祉関係機関の ICT 化による情報の共有を推進し、患者と家族が安心して在宅で医療を受けながら暮らしていけるサポート体制の構築を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>鶴岡地区の地域電子カルテシステム (Net4U) は、医療だけでなく介護現場でも利用されており、情報共有が多職種連携を可能とした。また平成 24 年度からは庄内二次医療圏を対象とする医療情報ネットワーク「ちょうかいネット」が構築され、広域での情報共有がなされている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>診療情報共有患者数は増加しているが、利用機関、参加率はまだ低く積極的な活用を進めていく。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>医療と介護の多職種連携の強化、情報共有において ICT 利用の有用性の普及など、医師会・歯科医師会・薬剤師会、福祉関係機関と引き続き連携を図ること。さらに市民に対しても在宅療養への意識啓発をしていくこと。</p>

分野別統計データ

(健康福祉分野)

○ 健康福祉分野

(1) 健康・医療

① 本市の平均寿命

単位：歳

年度 男女別	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
男	75.7	76.3	77.1	77.7
女	82.1	83.1	84.5	85.4

資料：市区町村別生命表

男女とも上昇傾向にあるが、男女の差が大きくなりつつある。

② 死因別死亡順位

(平成22年1月～12月) (総死亡数 1,749人)

順位	死因別	死亡別		死亡率(人口10万人対)		
		人	%	鶴岡	山形県	全国
1	悪性新生物	486	27.8	358.1	① 335.9	① 279.7
2	心疾患	301	17.2	221.8	② 190.5	② 149.8
3	肺炎	206	11.8	151.8	④ 130.9	④ 94.1
4	脳血管疾患	159	9.1	117.1	③ 150.4	③ 97.7
5	老衰	76	4.3	56.0	⑤ 61.1	⑤ 35.9
6	不慮の事故	54	3.1	39.8	⑥ 42.3	⑥ 32.2
7	腎不全	50	2.9	36.8	⑧ 25.4	⑧ 18.8
8	自殺	33	1.9	24.3	⑦ 26.4	⑦ 23.4
9	大動脈瘤・解離	30	1.7	22.1	⑨ 16.7	
10	肝疾患	20	1.1	14.7	10.6	⑩ 12.8
11	慢性閉塞性肺疾患	11	0.6	8.1	⑩ 15.2	⑨ 12.9

○ 山形県・国の10大死因順位

全死因	1,749	1,288.6	1,211.3	947.1
-----	-------	---------	---------	-------

(平成22年保健福祉統計年報 人口動態統計編より)

悪性新生物による死亡率(人口10万対)は、全国・山形県の値を大きく上回っている。
前年に比べ腎不全が増加し、自殺と順位が逆転した。

③ 三大生活習慣病死亡率推移

(人口10万対)

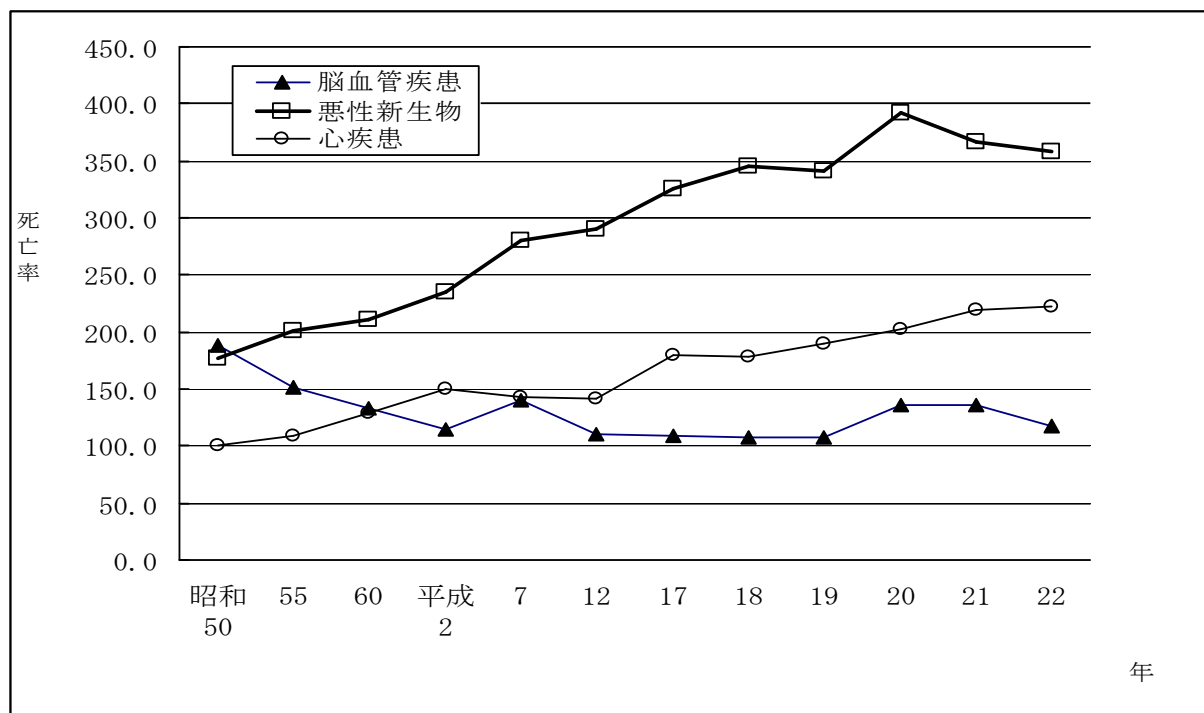
年\	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	総死亡数
S 5 0	188.7 (181人)	177.2 (170人)	100.1 (96人)	766.2 (735人)
S 5 5	151.4 (151人)	201.5 (201人)	108.3 (108人)	711.8 (710人)
S 6 0	133.7 (134人)	210.6 (211人)	128.7 (129人)	744.5 (746人)
H 2	115.1 (115人)	235.3 (235人)	150.2 (150人)	768.9 (768人)
H 7	140.2 (141人)	280.5 (282人)	143.2 (144人)	919.1 (924人)
H1 2	110.8 (111人)	290.5 (291人)	141.8 (142人)	928.5 (930人)
H1 7	109.5 (155人)	325.1 (460人)	179.5 (254人)	1,123.8 (1,590人)
H1 8	108.1 (153人)	344.9 (488人)	178.1 (252人)	1,137.8 (1,610人)
H1 9	107.0 (150人)	341.5 (479人)	189.0 (265人)	1,146.6 (1,608人)
H 2 0	136.1 (189人)	392.5 (545人)	202.4 (281人)	1,276.8 (1,773人)
H 2 1	136.4 (188人)	366.4 (505人)	219.1 (302人)	1,278.4 (1,762人)
H 2 2	177.1 (159人)	358.1 (486人)	221.8 (301人)	1,288.6 (1,749人)

(平成22年保健福祉統計年報 人口動態統計編より)

※ () は、死亡者実数。

※ 昭和50年～平成12年までは旧鶴岡市分を計上。

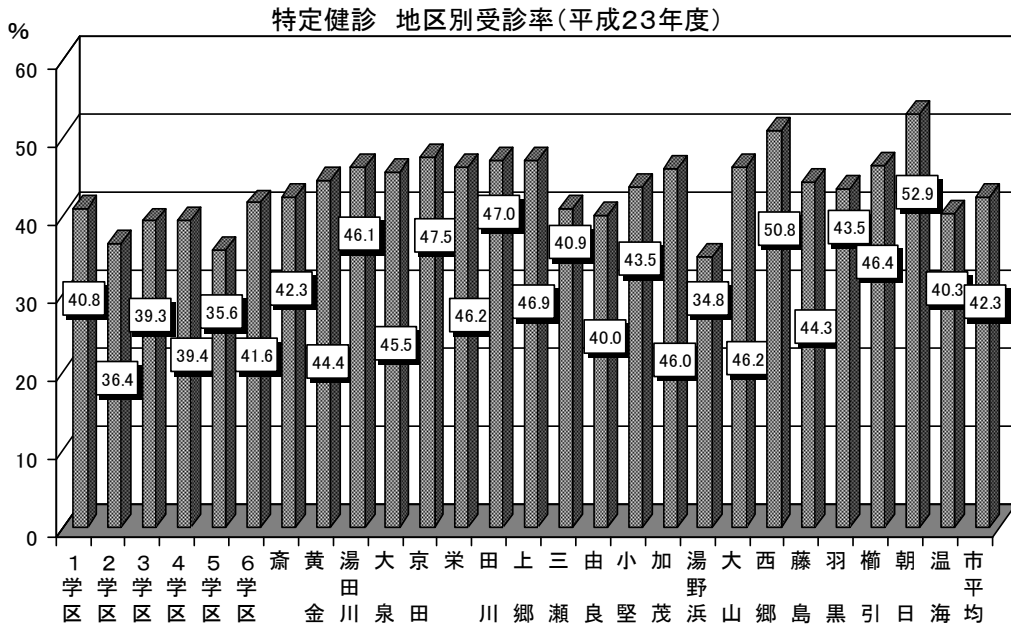
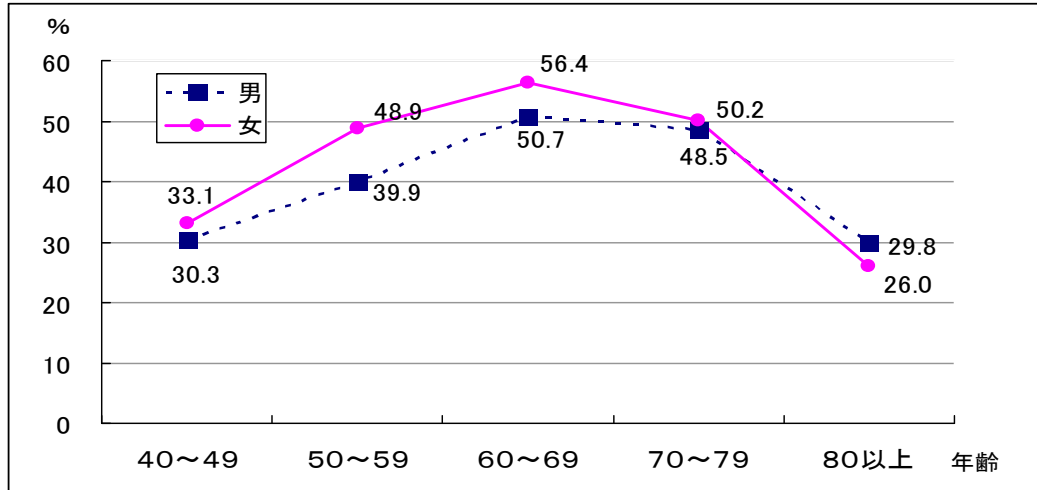
悪性新生物の上昇傾向は平成20年をピークに減少に転じているものの、以前として高い水準にある。心疾患の増加傾向は緩やかながら続いている。



④特定健診の年齢別受診率の状況

鶴岡市国民健康保険が被保険者の適切な健康管理を図るために、生活習慣病の予防に着目した健康診査及び健康診査の結果により健康保持に努める必要がある方に保健指導を実施している。

資料：健康課（平成23年度）



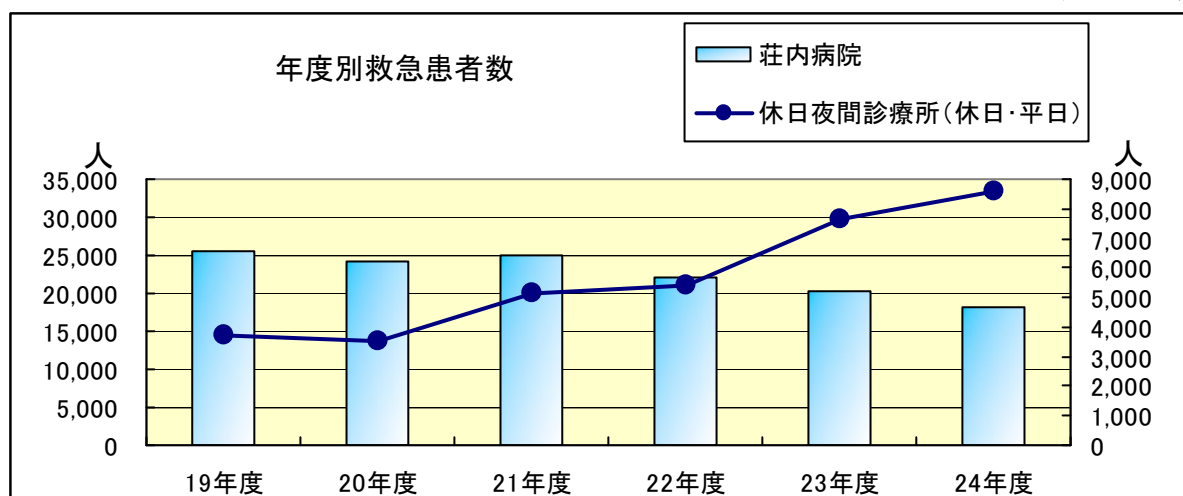
特定健診の受診率は、年代別では40代から60代まで徐々に高くなり、70代から低下している。男女別では40代から60代で女性より男性が低く、地区別では市街地で低い傾向にある。

⑤ 荘内病院救急患者数及び休日夜間診療所受診者数

単位：人

項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
荘内病院	25,480	24,165	25,125	22,015	20,223	18,075
休日夜間診療所(休日・平日)	3,691	3,521	5,162	5,394	7,661	8,563
合計	29,171	27,686	30,287	27,409	27,884	26,638

資料：荘内病院



平成22年10月から休日夜間診療所において平日夜間診療を開始した結果、休日夜間診療所における救急患者数は増加している一方で、荘内病院の救急患者数は減少傾向にあり、両者の役割分担が広く認知されてきたと考えられる。

(2) 福祉

①生活保護世帯等の推移

(単位：世帯・人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被保護世帯数	772	770	814	889	934	973
被保護人員	955	937	991	1,089	1,143	1,190

(福祉行政報告例：年度平均値、停止世帯除く)

(単位：人口1,000人当たりの保護率 %)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
本市	6.8	6.7	7.2	7.9	8.4	8.8
山形県	4.4	4.4	4.9	5.5	6.0	6.2

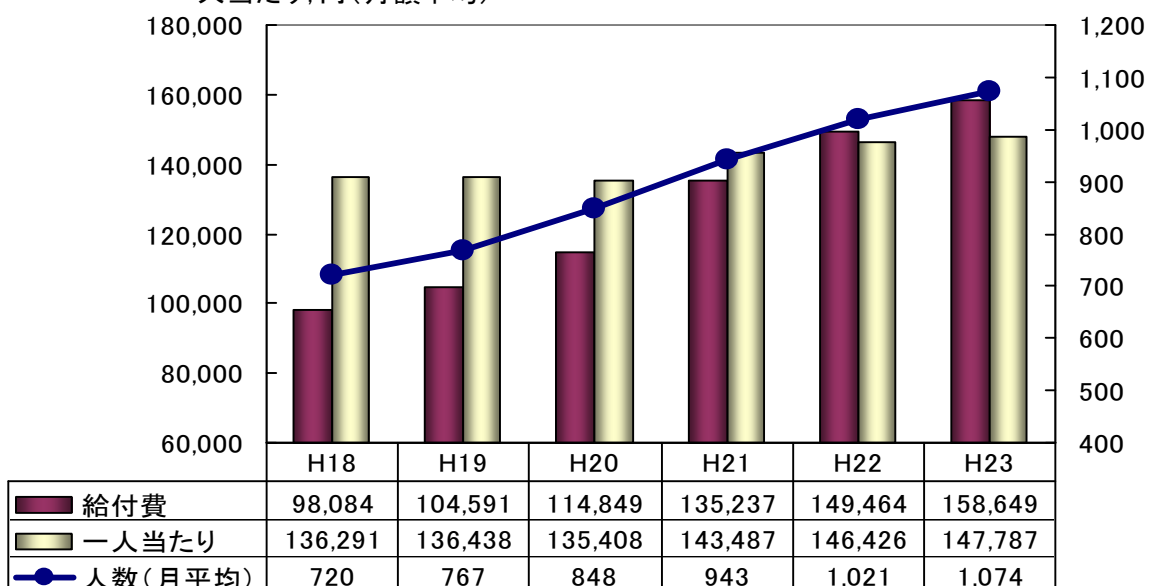
生活保護世帯増加の原因としては、高齢化、核家族化の進展とともに高齢者世帯での少額年金受給者の増加、フリーター、人材派遣等の不安定な就労形態のため社会保障制度を十分活用できない方の増加、多重債務、離婚など生活困窮に陥るなど、多様化している。

生活保護世帯数は引き続き増加を続けているものの、平成22年度頃と比較すると鈍化してきた感がある。本市の保護率は山形県の保護率と比べると高いが、山形県の保護率は全国的には非常に低いことから、全国的にみれば決して高い保護率とはいえない。

②障害者自立支援給付費の推移

単位:給付費;千円(月額平均)
一人当たり;円(月額平均)

単位:人



自立支援給付に要した費用は、利用者の増加とともに年々増加している。特に、平成21年度に報酬単価が改定されたため、20年から21年に一人当たりの給付費が増加している。

③障害者雇用率の推移

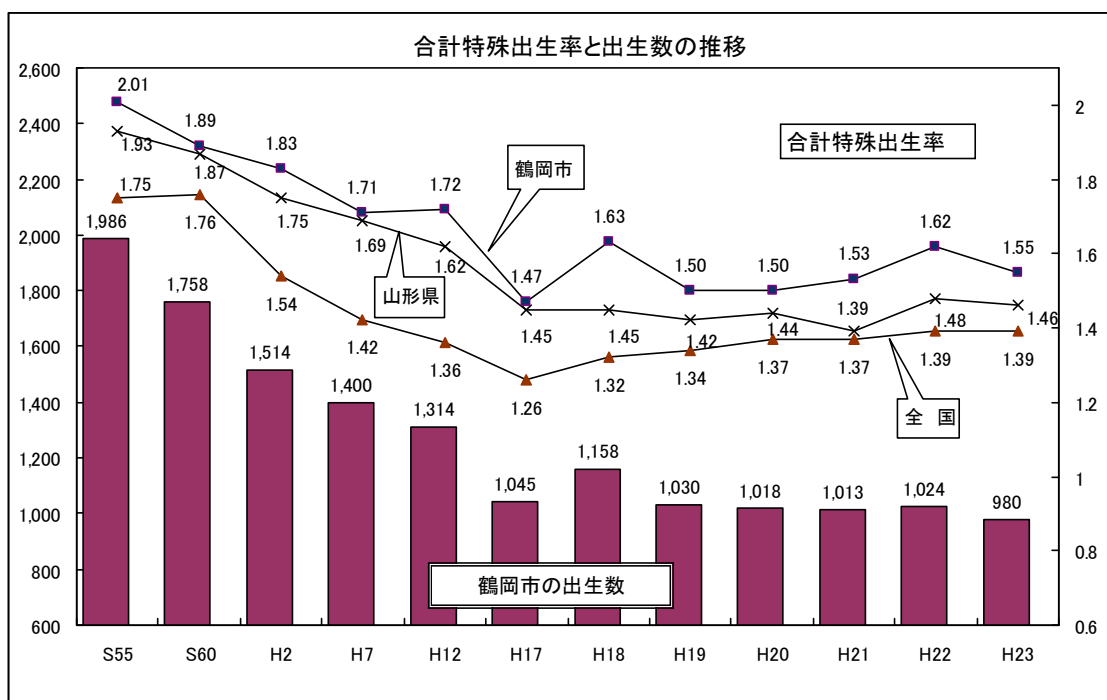
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
企業数		76	78	77	78	90	88
雇 用 率	全国	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69
	山形県	1.50	1.51	1.56	1.58	1.55	1.64
	鶴岡市	1.71	1.67	1.79	1.78	1.80	1.77

資料：ハローワーク鶴岡

民間企業における法定雇用率は、平成25年4月に1.8%から2.0%に引き上げられるとともに、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上から50人以上に変更された。

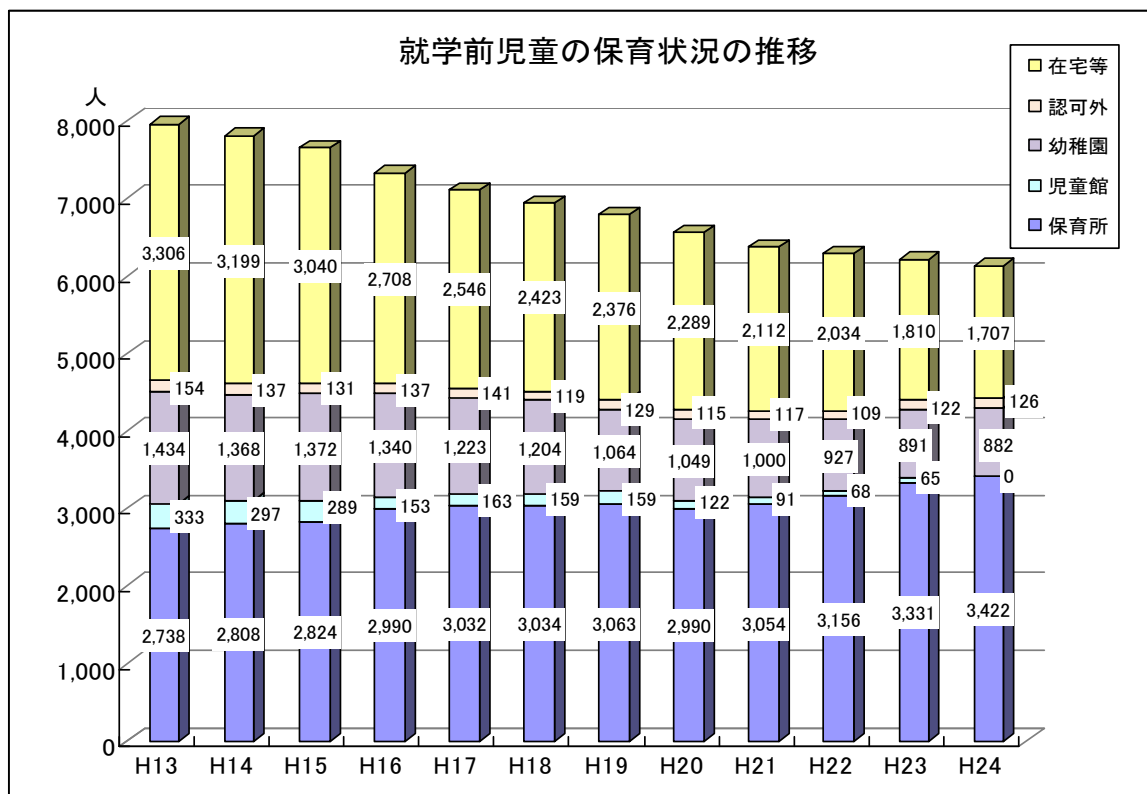
(3)子育て

①鶴岡市の出生数と合計特殊出生率の推移



本市の出生率は減少傾向が続いている。合計特殊出生率も年々低下し、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率2.08を下回っている。平成20年から22年にかけて回復傾向が見られたが、23年度は1.55と若干ダウンした。

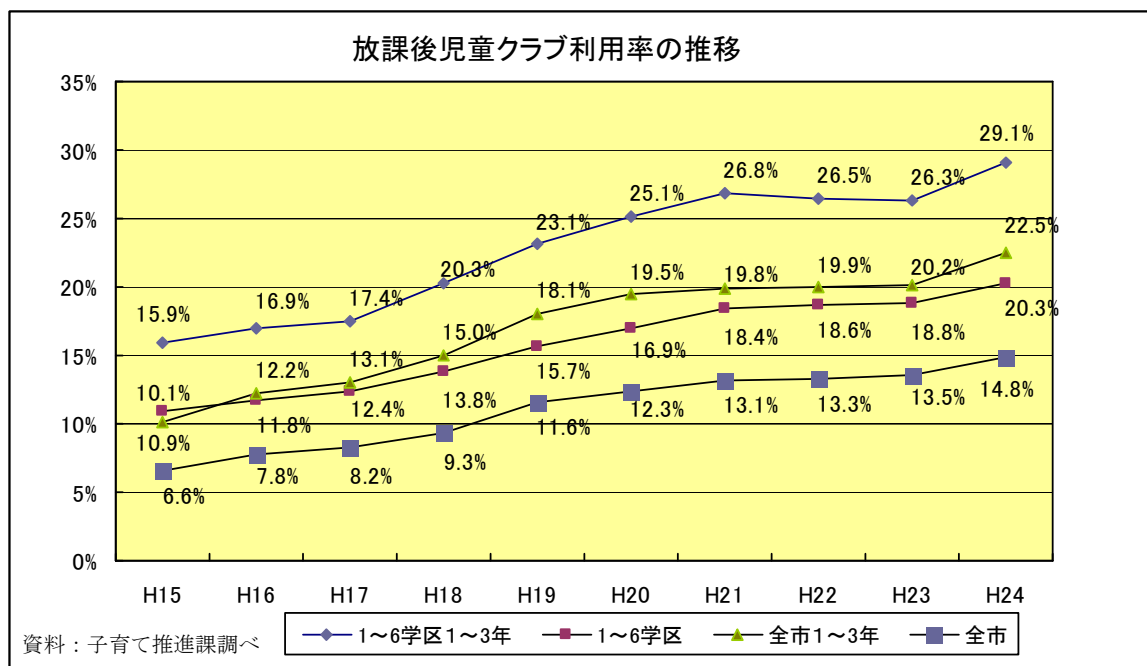
② 就学前児童の保育状況の推移



資料：子育て推進課調べ

出生数の減少とともに就学前児童数も減少している。こうした中、在宅等の児童数は減少し、保育所は増加傾向、幼稚園は減少傾向となっている。

④ 放課後児童クラブ利用率の推移



資料：子育て推進課調べ

放課後児童クラブは、1～3年生の利用率が高く、中でも鶴岡市街地の利用率が高くなっている。全児童数は、平成22年度から減少に転じており、比率を押し上げる要因にもなっている。24年度からは、夏休み等だけの臨時登録者数を全てカウントしているため、伸びが大きい。

③ 平成25年度の発達支援児の状況

単位：人

症 状	5才	4才	3才	2才	1才	0才	計
自閉症	7	7	3	1			18
自閉症の疑い(傾向)	3	4	3	1			11
広汎性発達障害	3	5	1				9
アスペルガー症候群・高機能自閉症	4	6	2				12
アスペルガー症候群・高機能自閉症の疑い	3	3	2				8
A D H D		3					3
その他	11	11	3	4			29
気になる子	10	5	10	6		1	32
計	41	44	24	12	0	1	122

資料：市子ども家庭支援センター

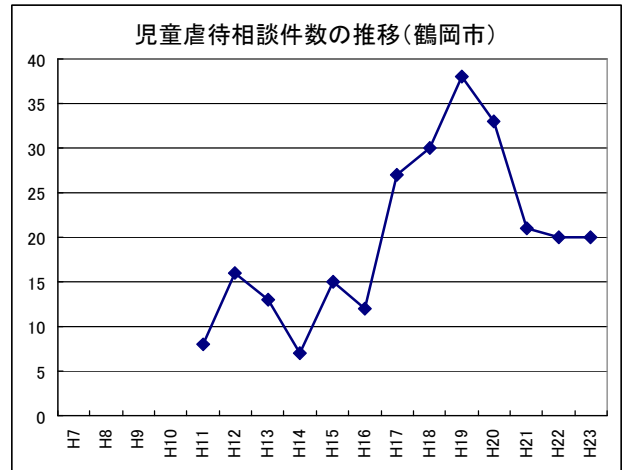
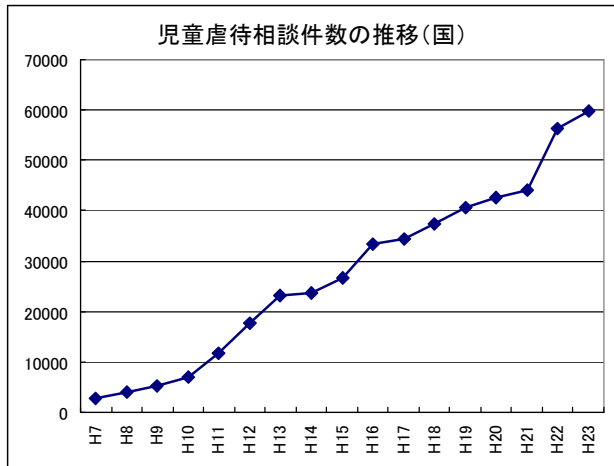
0～1才児では、目が合わない、抱っこしてもぴったりしない、睡眠や母乳のリズムがつかめない等の状況があっても、その子どもの個性なのか、発達に課題があるのか見極めが難しいが、言葉で表現できるようになる2～3才以降になると人との関わり方、コミュニケーションのとり方も明確になり、支援の必要な子が分かってくるため、把握する人数としては増えている。

④ 児童虐待の相談状況

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
全国	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569
山形県	10	6	16	39	91	158	166	147	121
鶴岡市					8	16	13	7	15

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全国	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,862
山形県	203	219	246	220	230	232	250	235
鶴岡市	12	27	30	38	33	21	20	20

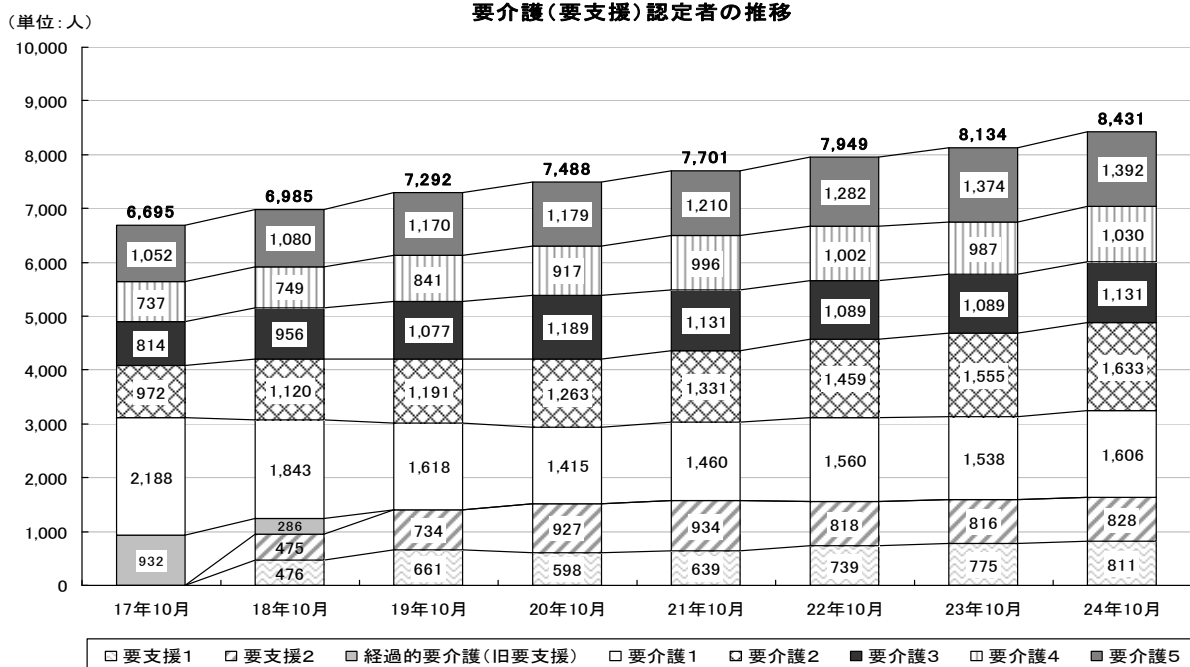
資料：市子ども家庭支援センター



児童虐待件数の急増等により、緊急で高度な専門的対応を求められる一方、育児不安等を背景に身近な子育て相談も増大する状況の中で、平成17年度から児童家庭相談は第一義的に市の業務となった。関係機関への周知、市民へのPRを行ったこともあり、市の児童虐待相談件数は、17年度から急増し、21年度以降は年間20件前後で推移している。虐待に関する相談は増えているものの、虐待と認められる件数は増加していない。

(4) 介護

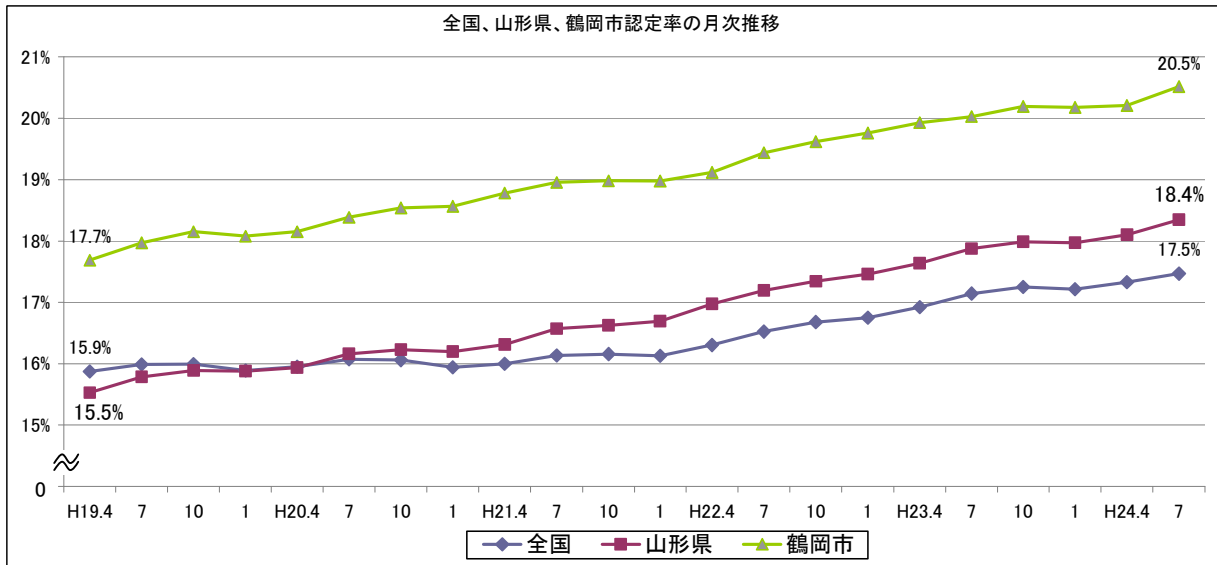
① 鶴岡市の要介護（要支援）認定者の推移



資料：市長寿介護課

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加しているが、内訳を見ると、要介護2以上の要介護度が中度から重度の層が増加傾向にある。

②第1号被保険者（65歳以上）数に占める要介護（要支援）認定者数の割合の推移

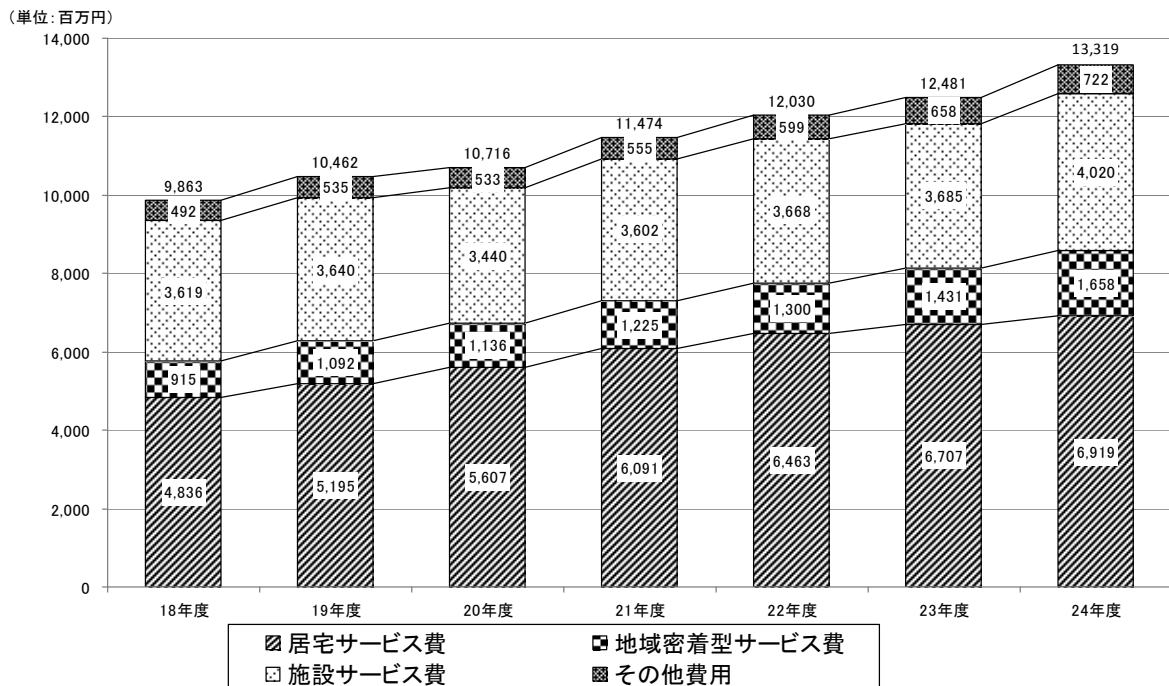


資料：介護保険事業状況報告

本市の要介護認定率は国、山形県と比較してもかなり高い状況にあり、県内主要都市ではトップクラスである。

③保険給付費の推移

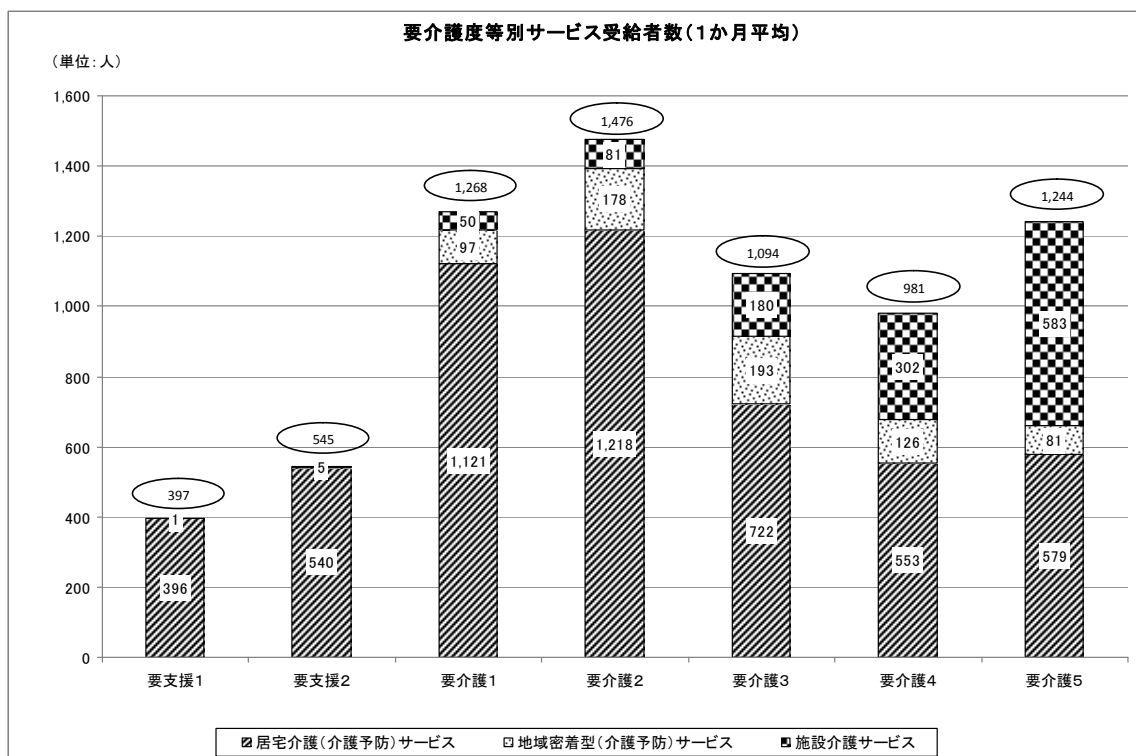
保険給付費の推移



資料：市長寿介護課

要介護認定者数の増加に伴い、保険給付費も増加している。施設サービス費は、施設整備計画により大きな影響を受けるため、介護保険事業計画により計画的な整備を進めている。

④要介護度別サービス受給者数



資料:介護保険事業状況報告(H23年度) ※各年度とも3月から2月サービス分の平均